

16. 法曹法務研究科

- I 法曹法務研究科の教育目的と特徴・・・・・・・・・・16-2
- II 「教育の水準」の分析・判定・・・・・・・・・・16-6
 - 分析項目 I 教育活動の状況・・・・・・・・・・16-6
 - 分析項目 II 教育成果の状況・・・・・・・・・・16-36
- III 「質の向上度」の分析・・・・・・・・・・16-43

I 法曹法務研究科の教育目的と特徴

1 教育目的

本研究科の教育目的は資料法 1、2 のとおりである。

資料法 1 信州大学大学院法曹法務研究科規程

(目的)

第 1 条の 2 研究科は、次の各号に掲げる法曹養成に努めるとともに、そのための教育課程の不断の検証並びに教育研究の更なる向上及び教育環境の快適な実現を図ることを目的とする。

- (1) 法の支配に奉仕する豊かな人間性と高い倫理性を備えた法曹の養成
- (2) 高度な専門的能力を持ち地域の経済・社会・行政に貢献できる法曹の養成
- (3) 経済・経営に強い法曹の養成
- (4) 科学技術の動向に対する知見を持った法曹の養成

(出典：「信州大学大学院法曹法務研究科規程」)

資料法 2 教育の理念と目的

■教育の理念

『法の支配に奉仕せよ』、『知的に究理せよ』、
そして『つねに良き隣人たれ』を教育理念としています。

■教育の目的

- ①法の支配に奉仕する豊かな人間性と高い倫理性を備えた法曹の養成
- ②高度の専門能力を持ち地域の経済・社会・行政に貢献できる法曹の養成
- ③経済・経営に強い法曹の養成
- ④科学技術の動向に対する知見を持った法曹の養成

■これらを実現するために、「法曹自らの手による自らの後継者養成」を目指す

長野県弁護士会との密接な連携と共同による実践的な法曹教育を行います。

(出典：信州大学大学院法曹法務研究科ホームページ「教育の理念と目的」)

3 つの方針

本研究科は、学位授与の方針（以下「DP」、資料法 3）、教育課程編成・実施の方針（以下「CP」、資料法 4）、入学者受入の方針（以下「AP」、資料法 5）を定めている。

資料法 3 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本法科大学院における教育理念の実現、教育目的の達成を図るために、養成する具体的な法曹像として以下の 3 類型を想定するとともに、それぞれに適した履修プログラムを設定し、教育を行います。

1. 良き市民として地域社会とともにあり、市民生活の法的助言者たる法曹
2. 経済活動を理解し、企業における技術革新・開発・産業化および企業経営の健全化に対応できる法曹
3. 地域固有の問題について、正確な分析能力、適切な法的処理能力、事前予防のための政策立案能力を備えた法曹

本法科大学院所定の修業年限在学し、上記の 3 類型に基づいて設定した所定のカリキュラムに沿った教育を受け、修了に必要な要件を満たした者に法務博士（専門職）の学位を授与します。

(出典：信州大学ホームページ「信州大学大学院法曹法務研究科（法科大学院）学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」)

資料法 4 信州大学大学院教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

大学院課程における教育課程編成の方針

1. 信州大学大学院は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成します。
2. 信州大学大学院は、教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮します。

大学院課程における教育課程実施の方針

1. 信州大学大学院は、専門性の一層の向上を図り幅広い学識を涵養するため、コースワークを充実させ、コースワークから研究指導へ有機的につながる体系的な教育を行います。また、各研究科の「学位授与の方針」に定めた、修了時までには修得すべき知識・能力等がカリキュラム体系のなかでどのように養成されるのかを示すため、シラバスで「学位授与の方針」で定められた知識・能力等との対応を示し、それら諸能力等を修得するプロセスを履修プロセス概念図で示します。
2. 信州大学大学院は、学生個々人の主体的で活発な勉学意欲を促進する立場から、授業時間外の多様な学修研究機会を通じ、諸課題に積極的に挑戦させます。
3. 信州大学大学院は、成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、各科目に掲げられた授業の狙い・目標に向けた到達度をめやすとして採点します。

4. 信州大学大学院は、修士課程及び博士課程の学位論文審査体制を充実させ、厳格な審査を行います。
 (出典：信州大学ホームページ「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」)

資料法5 アドミッション・ポリシー

1. つねに“よき隣人たる法曹”になるために、当事者やその家族の“心”や“心の傷み”を理解することができる人格を備えた方を受け入れます。
2. 今後の法曹には、国内外の経済・社会の動向、科学技術の発展、形態・価値が変動する人間・家族関係に対する透徹した洞察力、そして社会常識に適った分析力・判断力が求められます。そこで、幅広い教養、深い社会的知性、論理的な理性、豊かな人間性を備えた人材を積極的に受け入れます。
3. 3年コースは、多様なバックグラウンドをもった人材に法曹への門戸を開放するという法科大学院制度の趣旨を遵守し、法律学の既修未修を区別することなく、学部履修課程で多様な専門的領域における知識・学芸を修得し高い教養を保有している方を積極的に受け入れます。
4. 2年コースは、法律基本科目に対する基礎的な専門知識を有する方を受け入れます。
5. 社会的活動・関心や職業的体験などを通して法曹の職につくことを希望する方を積極的に受け入れます。そのため、法曹への意欲のみならず、これまで従事してきた社会貢献活動や職業的経験・経歴など、社会経験や社会・職業上の実績を積極的に評価します。
6. 科学技術の発展・普及に応じた法曹を養成していくために、“サイエンティフィック・マインド”を保有している方を積極的に受け入れます。
7. 今後の少子高齢化社会、経済的基盤の弱い地域に応じた法曹を養成していくために、“地域法曹となる意欲・使命感をもつ方”を積極的に受け入れます。

(出典：信州大学大学院法曹法務研究科ホームページ「アドミッション・ポリシー」)

2 組織の特徴や特色

本研究科の特徴は、充実した設備、徹底した少人数教育、熱意ある教授陣、学びのコミュニティの実現、長野県弁護士会の全面的なバックアップである。(資料法6)

資料法6 法曹法務研究科の特徴

信大ロースクールの特徴

- ① 充実した設備…24時間使える自習室は、修了してからも「法務学修生」として使用することができます。
- ② 徹底した少人数教育…定員18人に対し18人の専任教員が、文字どおり1対1の教育指導をおこないます。
- ③ 熱意のある教授陣…専任教員は、講義以外にも自主勉強会にボランティアで参加するなど、院生の努力を熱心に応援するスタッフが揃っています。
- ④ 学びのコミュニティの実現…信大ロースクールでは、院生同士お互いに協力し、競争しながら勉強をしています。また、上級生や修了生が下級生に勉強の仕方などのアドバイスをしたり、一緒にゼミを組むなどして、下級生の勉強を支援するような伝統が形成されています。
- ⑤ 長野県弁護士会の全面的なバックアップ…信大ロースクール生は、長野県弁護士会所属の弁護士の先生方に、さまざまな面で支援を受けています。

(注) 平成27年4月1日現在の専任教員数は19人

(出典：信州大学法科大学院案内「Shinshu University School of Law 2014」)

本研究科は、次の7つのカリキュラムの特色となっている。(資料法7)

- ① 段階的な学修プロセスを実現
- ② 1年時に基礎教育を徹底
- ③ 演習科目の充実
- ④ クラス担任に拠るきめ細やかな指導
- ⑤ 学生自主勉強会等を通じた学習支援の実施
- ⑥ 法律実務基礎科目の充実
- ⑦ 総合大学の利点を最大限活かした科目展開

資料法7 カリキュラムの特色

(1) 段階的な学習プロセスを実現

基礎的レベルから応用レベルまで段階的に学習が可能となるように、カリキュラムを展開します。また、その過程で基本事項を反復的に学習するとともに、科目縦割りの意識を撤廃し、科目横断的な知識の習得や思考能力の養成を目指します。

(2) 1年次に基礎教育を徹底

1年次に、憲法・民法・刑法の基礎教育を徹底して行います。とりわけ民法は商法、行政法をはじめ、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の基本をなす概念や考え方を数多く含んでおり、民法を早期にマスターすることが法学全体を理解する上で必要不可欠であるため、その全科目を1年次に履修します。1年次に得た基本的知識を活かして、高年次では各総合演習科目においてディスカッション、文章作成といった実践的能力を段階的に身につけていくことになります。

(3) 演習科目の充実

主に2年次以降、公法8単位、民事法12単位、刑事法8単位が演習科目に振り分けられています。演習では、事例問題について全員がレポートを提出し、教員が添削します。演習科目を通じて、具体的な法的紛争の処理の仕方を学び、法曹にとって必要な「書く力」を身につけることができるよう配慮されています。

(4) クラス担任によるきめ細やかな指導

1学年に2名(研究者教員・実務家教員各1名)のクラス担任を置きます。3年間の持ち上がり制として、入学から修了までの間、履修相談、学習相談等の修学上の相談はもとより、生活上の相談にも対応し、個々の学生の実情に応じたきめ細やかな指導を行います。

(5) 学生自主勉強会等を通じた学習支援の実施

法科大学院の学生は、講義内容の理解とさらなる発展を試みるために、自主的な勉強会を積極的に企画しています。そこで、学生からの要望に応じて、教員もこれに参加し適宜の学習支援を行うことにより、学生の学習意欲を一層高めるとともに、効果的な学習がなされるよう対応しています。

(6) 法律実務基礎科目の充実

法律実務基礎科目は、法律基本科目の履修を終了した2年次以降に開講します。とりわけ裁判実務関連科目では、原則として2クラス制を敷き、添削指導を含め少人数教育を実施します。

(7) 総合大学の利点を最大限活かした科目展開

総合大学としての利点を活かし、他の研究分野における最先端の知識や成果を講義に活用します。例えば、建築関係法では、建築士資格を有する元工学部教員が都市計画法・建築基準法等に関する最先端の講義を行うほか、医事法関係では、医療紛争法や医学部教員等による法医学を開講します。

(出典：信州大学大学院法曹法務研究科ホームページ「カリキュラムの特色」)

3 入学者の状況

入学者数は、平成22年度～平成24年度では定員とほぼ同程度であったが、平成25年度及び平成26年度は全国的な法科大学院への志願者の減少もあり、充足率が50%台となった。なお、平成27年度については、学生募集を行っていない。(資料法8)

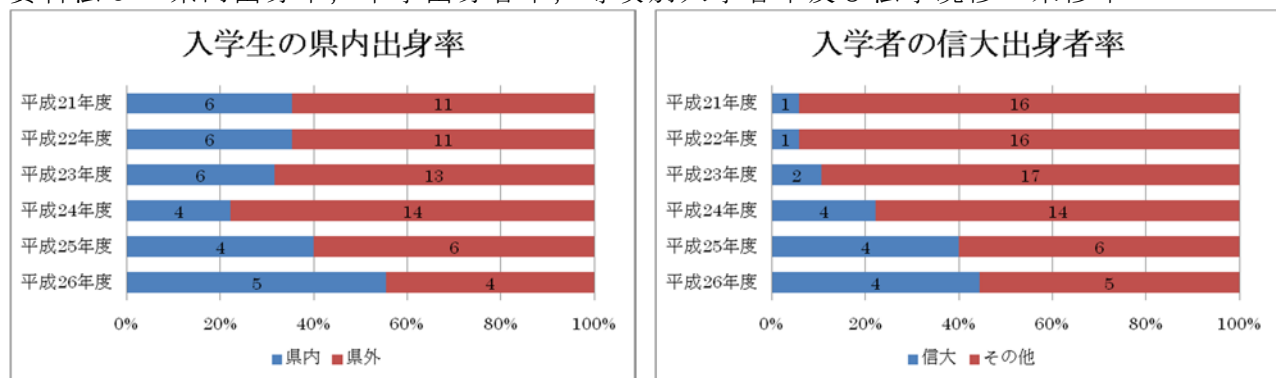
資料法8 入学状況

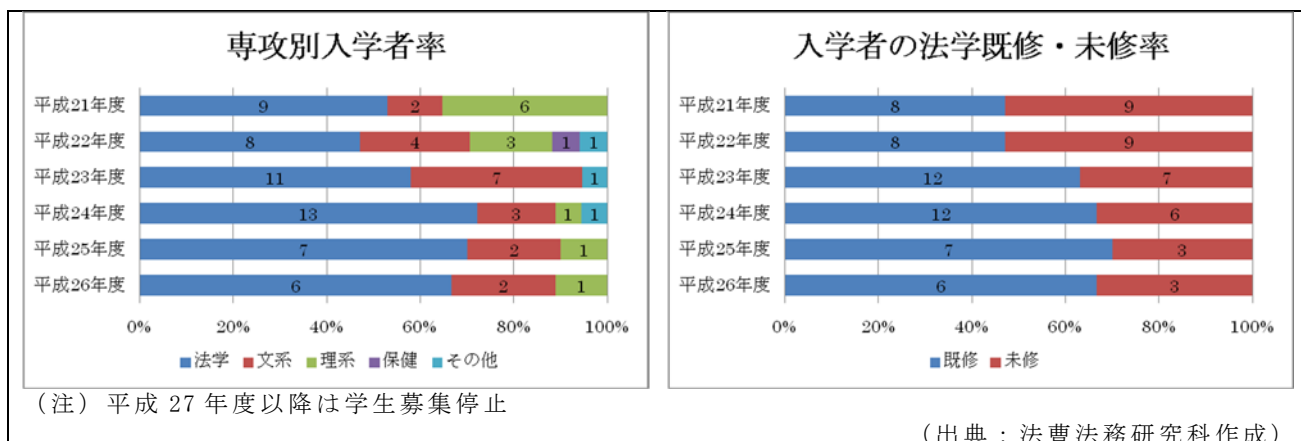
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
入学定員	18	18	18	18	18	学生募集停止
入学者数	17	19	18	10	9	
充足率	94.4%	105.6%	100.0%	55.6%	50.0%	
定員充足率 50%未満の法科大学院数(率)				40/69校 (58.0%)	44/67校 (65.7%)	
全国	志願者数	24,014	22,927	18,446	13,924	11,450
	充足率	84.0%	79.2%	70.2%	63.3%	59.6%

(出典：法曹法務研究科作成)

入学者の県内出身率、本学出身者率、専攻別入学者率及び法学既修・未修率は、次のとおりである。(資料法9)

資料法9 県内出身率、本学出身者率、専攻別入学者率及び法学既修・未修率





[想定する関係者とその期待]

- ・ 在学生及び修了生

法曹をはじめとする法律の専門職として将来活躍するために、身につけるべき法律理論及び法律実務の基礎的素養を習得すること。

- ・ 長野県弁護士会を中心とする法曹実務家（法曹三者）

法曹が自らの手で地域法曹を養成し、ともに地域における法的課題の解決に取り組んで行ける若年層の法曹を地域に定着させること。

- ・ 長野県を中心とする地域住民等（市民、地方自治体、経済界等）

法律理論及び法律実務の基礎的素養を身につけ、地域法曹、地方公務員、企業の職員等として、地域において活躍できる人材が供給されること。

II 「教育の水準」の分析・判定

分析項目 I 教育活動の状況

観点 教育実施体制

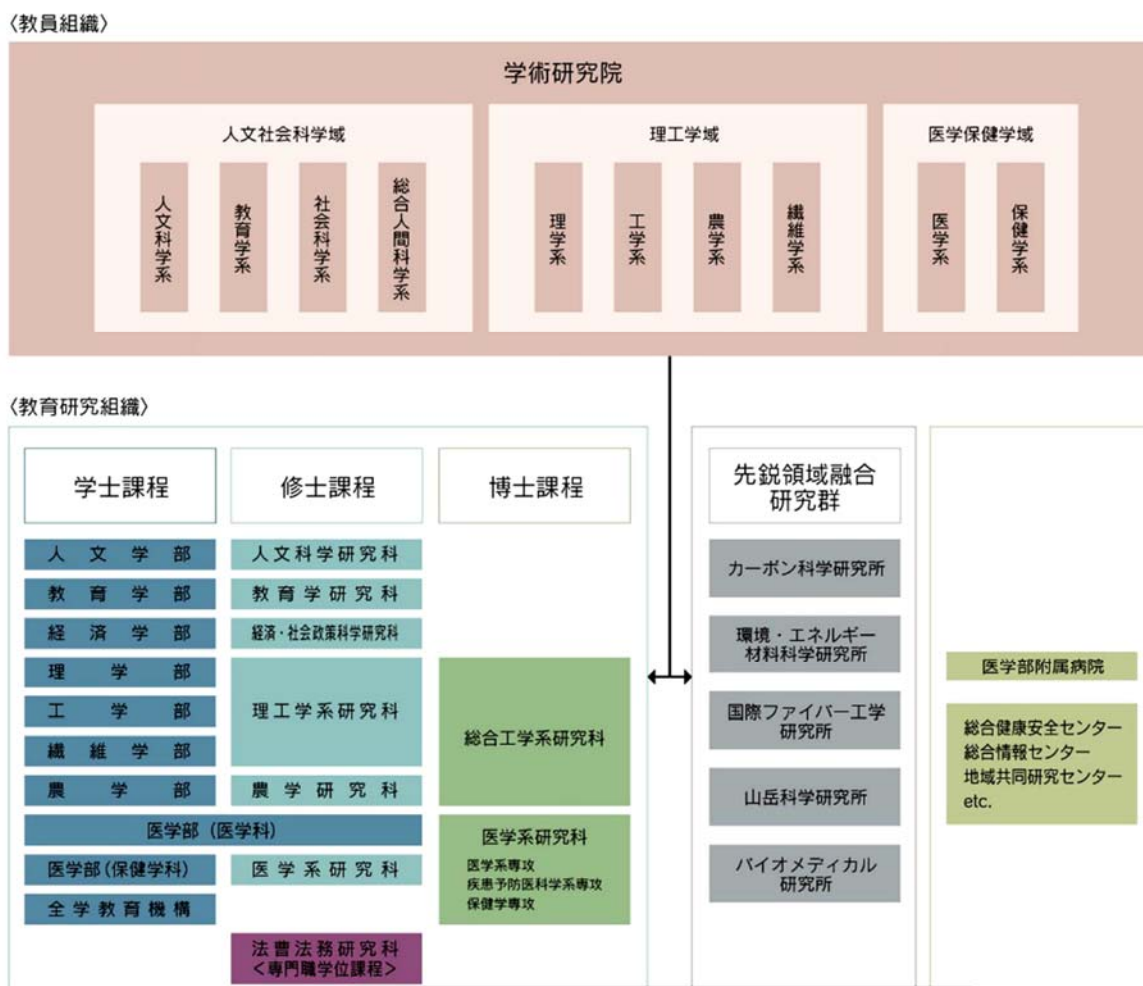
(観点に係る状況)

(1) 教員組織および教育体制

① 学術研究院、研究科の関係

教員の流動性を確保し、全学的な教育、研究マネジメントを可能とするため、教員組織として学術研究院を平成26年度より設置した。(資料法10)

資料法 10 学術研究院と教育研究組織との関係



学術研究院は、3の学域・10の学系により構成する。すべての教員は、いずれかの学系に所属し、職務として次のいずれかに携わる。(複数の兼務もあり)

- 1) 学部・大学院、全学教育機構において、教育・研究に携わる。
- 2) 医学部附属病院において、診療・教育・研究に携わる。
- 3) 先鋭領域融合研究群において、研究に携わる。
- 4) 大型研究センター(拠点形成型の外部資金プロジェクト)において、研究に携わる。
- 5) 各教育研究(支援)センター等において、担当業務に携わる。

これにより、先鋭領域融合研究群の研究者への研究重点環境の提供や学部横断型の教育を実現し、研究の高度化や時代の要請に柔軟かつスピーディーに対応した教育を推進する。

(出典:「大学概要 2015」をもとに経営企画課修正)

② 法曹法務研究科の教育体制

本研究科は、専任教員 19 名(研究者教員 13 名、実務家教員 6 名)、非常勤教員 21 名(兼任教員 4 名を含む)を配置している。(資料法 11、12)

資料法 11 専任教員一覧(平成 27 年 4 月 1 日現在)

(1) 公法関係		
成澤 孝人	教授	憲法 1(統治の基本構造)、憲法 2(基本的人権の基礎)、憲法基礎演習、公法総合演習 1、公法総合演習 2、法律学展開演習(比較憲法論)
又坂 常人	教授	行政法 1(行政法の基礎理論)、行政法 2(行政救済法)、行政法演習、公法総合演習 1、公法総合演習 2
(2) 刑事法関係		
三枝 有	教授	刑法 1、2、3(刑法総論・各論 1、2、3)、刑法演習、刑事法総合演習 1、2
田口 守一	教授	刑事訴訟法 1、2、刑事訴訟法演習、刑事法総合演習 2
河嶋 恒平	教授 (弁護士)	法曹倫理、刑事裁判実務の基礎、刑事政策、民事法総合演習
大井 基弘	准教授 (弁護士)	刑事法総合演習 1、現代法特別講義(刑事司法の現代的課題)、民事執行・保全の実務、民事法総合演習
武井 美央	准教授 (弁護士)	刑事裁判実務の基礎、刑事裁判実務、消費者法、民事法総合演習
(3) 民事法関係		
池田 秀敏	教授	民法入門演習 1、2、民法 5(事務管理・不当利得・不法行為)、民商法総合演習 2、民事法総合演習
後藤 泰一	教授	民法 1、2(総則・物権 1、2)、民法 6(担保物権・人的担保)、民法入門演習 1、民商法総合演習 1、法の創造と時代思潮
宗村 和広	教授	民法 7(親族・相続)、民法入門演習 1、2、民商法総合演習 1、民事法総合演習、英米法、法律学展開演習(財産・家族特殊研究)、外国法演習
遠藤 功	教授	民事訴訟法 1、2、民事訴訟法演習、民事法総合演習、民事執行法・民事保全法
河崎 祐子	教授	倒産処理法 1(破産・民事再生・会社更生)、倒産処理法 2(破産・民事再生・会社更生(展開))
栗田 晶	准教授	民法 3(債権総論・契約 1)、民法 4(債権総論、契約 2)
安藤 絵美子	准教授 (弁護士)	民事訴訟法演習、ロークリニック、家事事件の実務、環境と法、民事法総合演習
倉崎 哲矢	准教授 (弁護士)	民事法総合演習、民事裁判実務の基礎、民事裁判実務、知的財産法 2
宮田 旭	准教授 (弁護士)	民商法総合演習 2、民事法総合演習、ロークリニック、契約の実務、倒産処理の実務
米田 保晴	教授	商法 1(会社法 1・設立・株式等)、商法 2(会社法 2・機関・合併等)、商法 3(総則・商行為・手形)、企業法の実務、法律学展開演習(ビジネスプランニング)、英米法、民事法総合演習
中嶋 士元也	教授	労働法 1、2、社会保障法
(4) その他		
中根 倫拓	助教	学習支援担当

(出典：法曹法務研究科作成)

資料法 12 設置審上の必要専任教員数との比較 (平成 27 年 4 月 1 日現在)					
研究科	教授	准教授	講師	助教	合計
法曹法務研究科(人)	12	6	0	1	19
(設置審上の必要数)(人)	(6)				(12)

(出典：法曹法務研究科作成)

③教育課程の運営体制

本研究科は、本研究科の教授を研究科長とし、定期的（月 1 回）に開催する教授会において教育活動に関する審議を行うとともに、学生委員会をはじめとする各委員会を組織し、教育課程の運営を行っている。（資料法 13～15）

資料法 13 信州大学大学院学則

（研究科長）

第 9 条（略）

2 法曹法務研究科に研究科長を置き、当該研究科の教授をもって充てる。

3（略）

4（略）

（出典：「信州大学大学院学則」）

資料法 14 信州大学大学院法曹法務研究科教授会規程

（組織）

第 2 条 研究科教授会は、研究科長並びに研究科に在職する教授及び特任教授（専門職大学院）の職にある者で組織する。ただし、必要があるときは、研究科に在職する准教授、特任准教授（専門職大学院）、講師、特任講師（専門職大学院）、助教又は特任助教（専門職大学院）の職にある者を加えることができる。

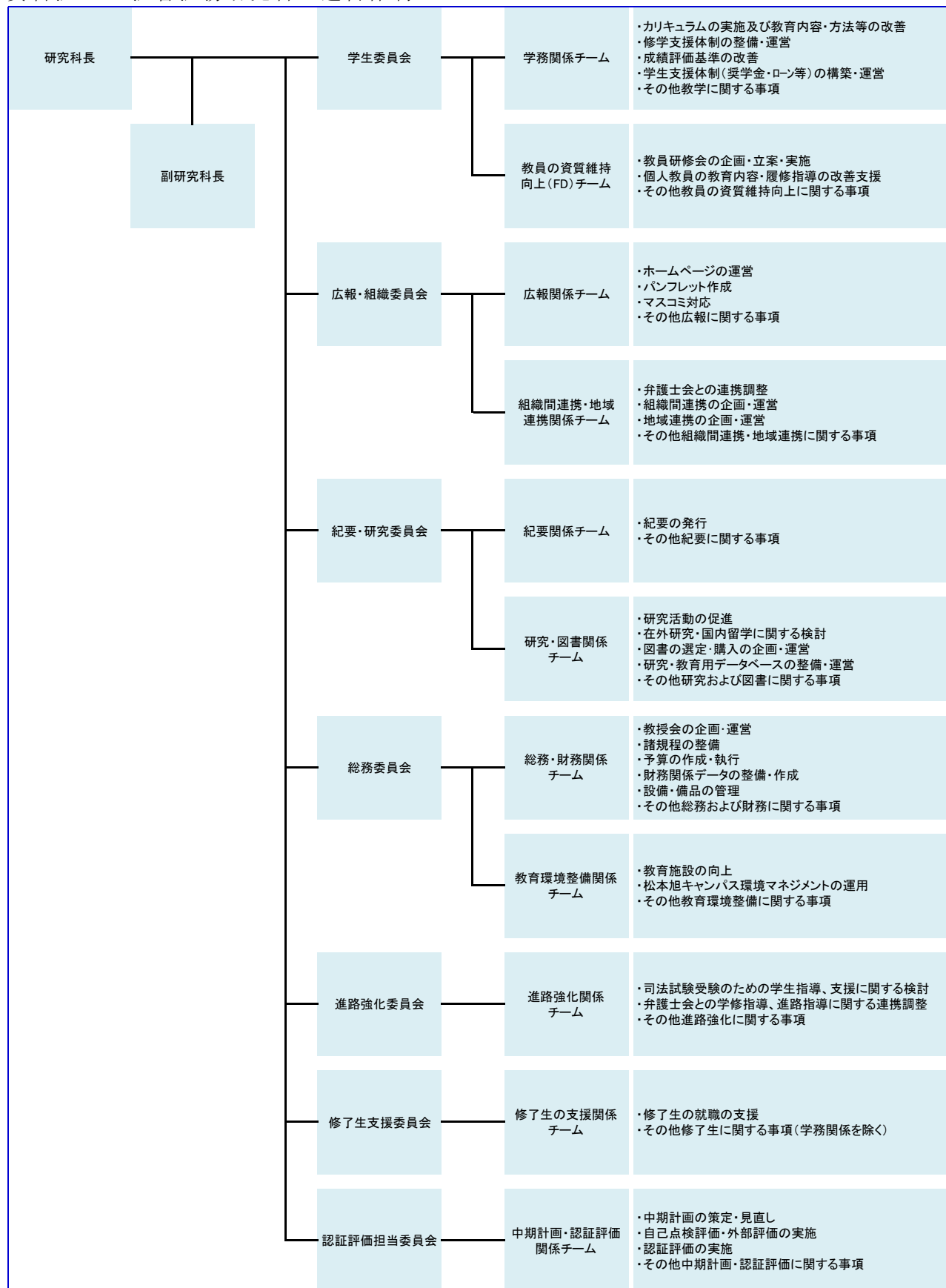
（審議事項）

第 3 条 研究科教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学、修了その他その在籍に関する事項及び学位に関する事項
- (3) 研究科長及び研究科の教員の選考に関すること。
- (4) その他研究科の教育又は研究に関する重要事項

（出典：「信州大学大学院法曹法務研究科教授会規程」）

資料法 15 法曹法務研究科の運営体制



(出典：法曹法務研究科作成)

④長野県弁護士会との連携

本研究科は、教育・研究の充実と学生の資質の向上を図るなどの目的として、長野県弁護士会と連携協定を締結し、6名の弁護士が実務家教員として所属している。(資料法 16、前掲資料法 11 (6-7頁))

なお、長野県弁護士会と本学との間では、本研究科廃止後も連携を継続するため、平成 27 年度において、あらためて包括協定が締結された。(資料法 17)

また、模擬裁判のチューターやロークリニックでの実務指導等、若手弁護士等による学生支援を実施している。(資料法 18)

資料法 16 信州大学大学院法曹法務研究科に関する協定書

国立大学法人信州大学(以下「甲」という。)と長野県弁護士会(以下「乙」という。))は、連携・協力して、甲が設立予定の大学院法曹法務研究科(以下「研究科」という。))について、次のとおり協定を締結する。

- 1 甲と乙は、研究科における教育・研究の充実と研究科の学生(以下「学生」という。)の資質の向上を図り、相互の交流を促進し、もって学術及び法律実務の進展並びに基本的人権を尊重した公正で自由な社会の構築に寄与するため、研究科のカリキュラムの編成実施、教員の派遣、運営及び調査研究等、並びに、関連機関との協議調整等について、誠実に連携・協力する。
- 2 甲は、乙と協議のうえ、甲の職員任免規程に則して、乙の会員を研究科の専任教員、みなし専任教員及び非常勤講師(以下「実務家教員」という。))として任用する。
- 3 甲は、職員任免規程に基づき、専任教員、みなし専任教員については研究科教授又は研究科助教授の名称を、非常勤講師については研究科客員教授又は研究科客員助教授の名称を付与する。
- 4 専任教員及びみなし専任教員の任期は原則3年とし、非常勤講師の任期は1年とする。任期は更新することができる。なお、乙は、甲における教育及び研究指導の継続性に配慮するものとする。
- 5 実務家教員は、甲において学生の教育及び研究指導を行うものとする。この際、実務家教員と研究科の教員は、相互に緊密に連携し、教育・研究に当たるものとする。
- 6 甲は、実務家教員に対し、職員給与規程に基づき、給与・手当等を支給する。
- 7 甲は、実務家教員に研究指導等に要する研究費・旅費等を配分するとともに、教育・研究に必要な研究室等施設設備を提供する。
- 8 専任教員及びみなし専任教員は、研究科委員会の構成員とする。非常勤講師は、研究科長が必要と認めるときは、研究科委員会に参加することができる。
- 9 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合又は改訂必要がある場合若しくはこの協定書に定めるもののほか必要な事項を定める場合は、甲と乙が誠実に協議して処理するものとする。
- 10 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して別に定めることができるものとする。
- 11 この協定は、平成16年7月1日から実施する。

この協定書は、2通作成し、甲と乙が各1通を所持する。

平成 16 年 6 月 30 日

(出典：「信州大学大学院法曹法務研究科に関する協定書」)

資料法 17 信州大学と長野県弁護士会との包括連携に関する協定書

国立大学法人信州大学（以下「甲」という）と長野県弁護士会（以下「乙」という）は、甲乙間の包括的な連携に関し、以下のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、地域における法律系人材の育成、法的サービスの提供、法学研究等の分野等において連携し、もって法律学に関する学術及び法律実務の進展並びに基本的人権を尊重した公正で自由な地域社会の実現と地域の司法水準の向上に寄与することを目的とする。

（連携の内容）

第2条 甲及び乙は、以下に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 一 甲における法学教育及び地域における法律系人材の育成
- 二 公共機関等への法的助言をはじめとする地域における法的サービスの提供
- 三 法律学に関する学術研究及び法律実務に関する研究
- 四 甲及び乙相互の研修等における講師派遣
- 五 その他、甲及び乙が必要と認める事項

（個別的協定または契約）

第3条 本協定に関し、個別具体的な事業または事務に関し、必要があるときは、甲と乙との間の個別的協定または甲と乙の会員弁護士との間の契約を別途締結するものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の期間は、本協定締結の日から、甲または乙から書面による協定解消の申出がなされた日までとする。

（従前の協定の終了）

第5条 以下に掲げる協定書に基づく甲と乙との間の協定は、信州大学大学院法曹法務研究科の廃止日をもって終了するものとする。

- 一 平成16年6月30日付信州大学大学院法曹法務研究科に関する協定書
- 二 平成19年3月7日付ロークリニックに関する協定書

（その他）

第6条 本協定に定め疑義が生じたとき又は本協定に定めのないことにつき必要が生じたときは、甲及び乙が協議するものとする。

平成28年2月24日

（出典：「信州大学と長野県弁護士会との包括連携に関する協定書」）

資料法 18 若手弁護士等による支援状況

民事・刑事の模擬裁判で若手弁護士等がチューターとなるとともに、ロークリニックでは県内の法律事務所において学生の実務指導を実施している。その他、個別指導や実践ゼミにおける指導も実施している。

個別・実践・模擬裁判(指導弁護士延べ人数)

実施内容	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
個別指導(6月～3月)	42	41	41	41	41	41	247
実践ゼミ(10月～3月)	28	30	30	31	31	26	176
模擬裁判(6月 民事裁判実務/1月 刑事裁判実務の基礎)	6	5	6	8	8	7	40

ロークリニック(受入法律事務所数)

実施内容	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
ロークリニック(5月～7月)	10	4	7	2	2	3	28

（出典：法曹法務研究科作成）

(2) 教育サポート体制

① クラス担任制

1 学年に研究者教員と実務家（弁護士）教員各 1 人の合計 2 人のクラス担任をおくことにより、随時学生の質問などに対応する体制をとっている（平成 24 年度までは、1 学年を 2 クラスに分けていたが、平成 25 年度以降 1 学年 1 クラスとした）。

年次進級時には、履修相談を実施して、学生各人が念頭に置いている法曹像に即した勉強ができる科目を紹介している。（資料法 19）

資料法 19 クラス担任によるきめ細やかな指導

1 学年に 2 名（研究者教員・実務家教員各 1 名）のクラス担任を置きます。3 年間の持ち上がり制として、入学から修了までの間、履修相談、学習相談等の修学上の相談はもとより、生活上の相談にも対応し、個々の学生の実情に応じたきめ細やかな指導を行います。

（出典：信州大学大学院法曹法務研究科ホームページ「カリキュラムの特色」）

Q: クラス担任制はどのような機能を果たしていますか？

A: 信州大学法科大学院のクラス担任制の特徴は、① 1 学年に研究者教員と実務家教員の 2 名の担任を配置していること、② 3 年間一貫した持ち上がり方式を採用していること、③ 学習面、進路面の指導から生活面のアドバイスまで幅広い分野で学生をサポートする体制を採っていること、の 3 点にあります。クラス担任制を敷くことで、学生一人ひとりと向き合うきめ細かい指導・相談体制を備えています。

（出典：信州大学大学院法曹法務研究科ホームページ「教育・カリキュラムに関する Q & A」）

② 全学的な教育サポート体制

全学的な教育サポート体制として、学務課、学生支援課、国際交流課を設置し、全学的な教育課程、課外活動、就職、留学に関する業務を行っている。この他に、全学的な教育活動を展開するために附属図書館、総合健康安全センター、総合情報センター、e-Learning センターに専門的知識技能を有する職員を配置している。さらに、本研究科に教育活動を展開するために必要な担当職員を 4 名配置している（非常勤職員を含む）。（資料法 20～22）

資料法 20 国立大学法人信州大学業務執行組織規程

第 25 条 学務課においては、全学教育機構、高等教育研究センター、e-Learning センター、教員免許更新支援センター（教育学部の所掌に属するものを除く。以下この条において同じ。）及び学務部に関する次の業務をつかさどる。

- (1) 学務部内の事務に関し、連絡し、及び総合調整を行うこと。
- (2) 庶務及び会計に関すること。
- (3) 入学式その他学生の諸行事に関すること。
- (4) 学生関係職員の SD(スタッフ・デベロップメント)に係る企画・立案及びその実施に関すること。
- (5) 全学(本法人が設置する信州大学大学院(以下「大学院」という。)を除く。)の教務に関すること。
- (6) 学生の学籍その他の記録に関すること。
- (7) 学位の授与に関すること。
- (8) 教育課程(大学院を除く。)に係る目標及び計画の連絡調整に関すること。
- (9) 他の大学等との単位の互換(大学院を除く。)に関すること。
- (10) 全学の学務情報システムに関すること。
- (11) 出前講座に関すること。
- (12) 諸会議(国立大学法人信州大学戦略企画会議規程(平成 24 年国立大学法人信州大学規程第 108 号)第 6 条に定める大学院戦略会議(以下「大学院戦略会議」という。)及び信州大学大学院教務委員会を除く。)の連絡調整に関すること。
- (13) 教育・学生支援連携会議の運営に関すること。
- (14) その他全学教育機構、高等教育研究センター、e-Learning センター及び教員免許更新支援センターの業務執行及び運営に関すること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、学務部の他の所掌に属しない事務を処理すること。

2 学務課の共通教育支援室においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 共通教育の授業支援に関すること。
- (2) 共通教育の教務に関すること。
- (3) 学生の学習相談及び修学指導に関すること。
- (4) 共通教育に係る点検・評価に関すること。
- (5) 全学教育連携会議等の諸会議の連絡調整に関すること。

- (6) 環境マインド教育支援に関すること。
- 3 (省略)
- 4 学生支援課においては、次の業務をつかさどる。
- (1) 学生総合支援センターの業務執行及び運営に関すること。
- (2) キャリアサポートセンターの業務執行及び運営に関すること。
- (3) 学生相談センターの業務執行及び運営に関すること。
- 5 入試課においては、次の業務をつかさどる。
- (1) 入学者の選抜に関し連絡し、及び総合調整を行うこと。
- (2) 入学者選抜方法の改善に関し企画立案を行うこと。
- (3) 学生募集に関すること。
- (4) アドミッションセンターの業務執行及び運営に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入学者の選抜に関する事務を処理すること。
- 6 国際交流課においては、次の業務をつかさどる。
- (1) 国際交流センターの業務執行及び運営に関すること。(研究支援課の国際学術交流室が所掌する業務を除く。)
- (2) 松本国際交流会館の業務執行及び運営に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育活動に係る国際交流に関する事務を処理すること。
- (出典：「国立大学法人信州大学業務執行組織規程」)

資料法 21 学務課，学生支援課，国際交流課の職員数

	学務課	学生支援課		国際交流課
		うち キャリアサポートセンター		
事務職員	20	11	3	6
事務補佐員	12	4	2	5
臨時用務員	1			
専門職員	1			
技術補佐員	5			
技能補佐員		1		
シニア雇用職員	4	1		
コーディネータ		1		6
合計	43	18	5	17

平成 28 年 1 月 18 日現在

(出典：経営企画課作成資料)

資料法 22 附属図書館，総合健康安全センター，総合情報センター，e-Learningセンター職員数

区分	附属図書館 ^{注 3}	総合健康安全 センター	総合情報 センター	e-Learning センター
松本キャンパス	54	13	9 ^{注 1}	3

平成 28 年 2 月 1 日現在

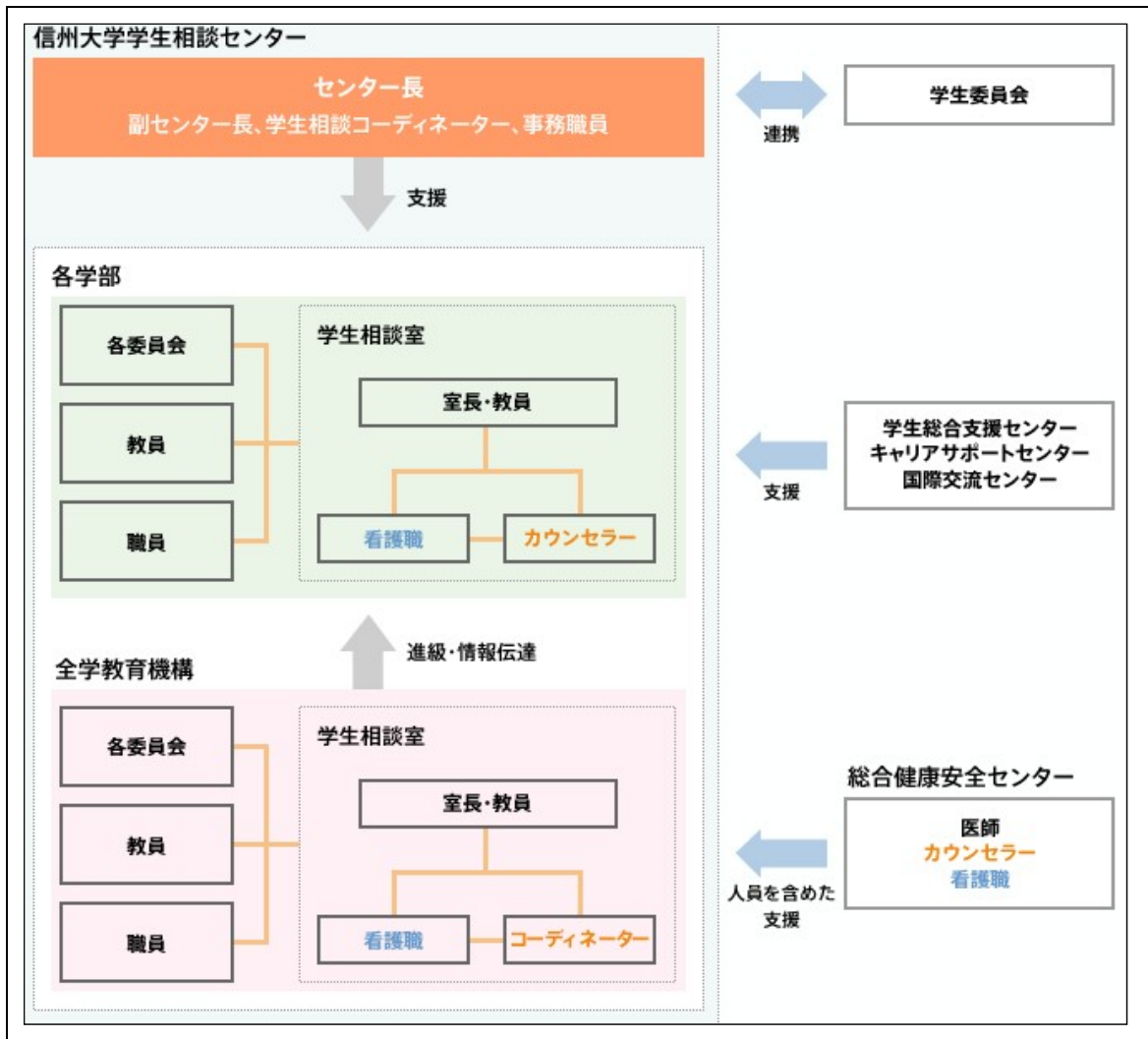
注 1：医学部附属病院担当者を含まず。

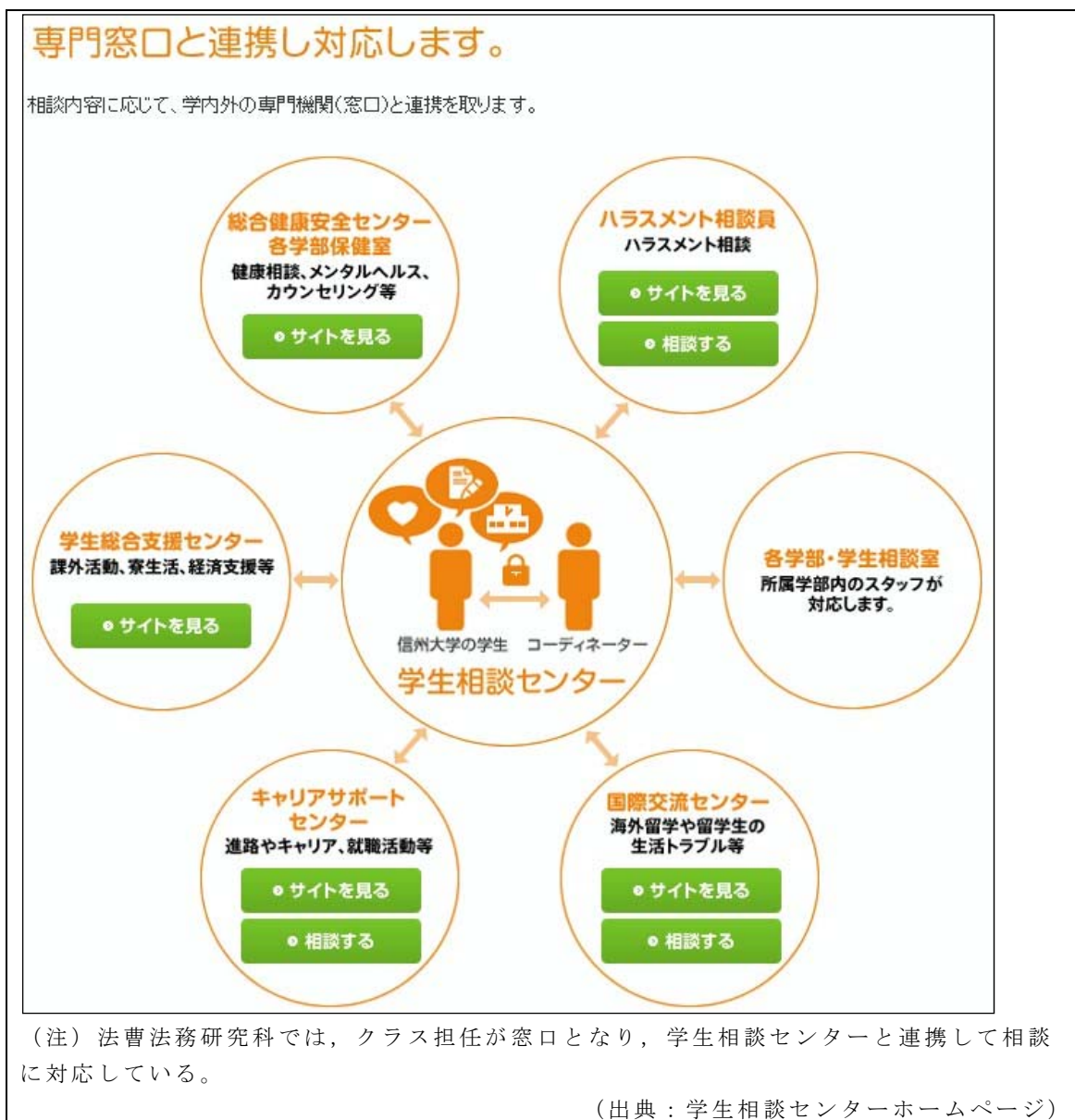
(出典：経営企画課作成資料)

③学生相談体制の整備

平成 24 年度に全学組織となる学生相談センターと、各学部・キャンパスに、あらゆる相談を受け付ける学生相談室が設置された。(資料法 23)

資料法 23 学生相談センター及び学生相談室





(3) 教育力向上の取り組み

①関係者のニーズ把握

本研究科では、学生のニーズを学生委員会がアンケート、意見聴取等を実施し把握している。(資料法 24)

資料法 24 関係者のニーズ把握

対象	実施方法	頻度	実施組織	目的・利用方法
学生	講義評価アンケート 各講義・演習科目の5回終了後、および科目修了試験時または演習最終日	年2回	学生委員会	授業の充実・改善
学生	満足度調査アンケート	年1回	学生委員会	教育の充実

(出典：法曹法務研究科作成)

②組織的なFD活動

本研究科は、ファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」)の企画、立案、実施を担当する学生委員会FDチーム(以下「FDチーム」)を組織している。FDチームは、授業アンケートのほか教員研修会等の活動を行っている。(資料法 25)

資料法 25 FD 実施状況

① 教員研修会

授業参観を行い、授業参観後に授業の担当教員と授業参観教員との間で授業内容および教育方法の検討を行っている。

② 講義・演習担当者研修会（各学期開催）

各担当者から講義・演習担当者研修会報告書（授業アンケートの結果、授業参観および教員研修会、実務研修会および理論研修会等の内容を参考に作成）をもとに教育内容および教育方法に関する報告をしてもらい、参加教員間での質疑応答を行い、教育内容および教育方法のあり方を検討している。

③ 研修会等

本研究科では、個別テーマに限定した研修会の開催や、本研究科以外の研修会へも参加している。

FD 実施状況一覧（平成 22 年度～平成 27 年度）

年度	実施日	テーマ/内容
平成 22 年度	平成 22 年 6 月 9 日	実務科目の授業参観形式による実務研修
	平成 22 年 7 月 23 日	成績評価についての検討
	平成 22 年 9 月 24 日	授業科目の教育内容及び教育方法の報告、授業アンケート及び授業参観による授業の改善等の検討
	平成 22 年 9 月 27 日-28 日	信州大学 FD 合宿研修への参加
	平成 22 年 12 月 17 日	実務家教員の実務報告に基づく実務研修会
	平成 22 年 12 月 20 日	授業参観及び授業参観後に授業内容等の検討
	平成 23 年 1 月 28 日	研究者教員の研究報告に基づく理論研修会
	平成 23 年 3 月 4 日	満足度調査の検討
	平成 23 年 4 月 22 日	授業科目の教育内容及び教育方法の報告、授業アンケート及び授業参観による授業の改善等の検討
平成 23 年度	平成 23 年 6 月 28 日	実務科目の授業参観形式による実務研修
	平成 23 年 7 月 22 日	成績評価についての検討
	平成 23 年 9 月 16 日	授業科目の教育内容及び教育方法の報告、授業アンケート及び授業参観による授業の改善等の検討
	平成 23 年 9 月 26 日-27 日	信州大学 FD カンファレンスへの参加
	平成 23 年 11 月 18 日	授業参観及び授業参観後に授業内容等の検討
	平成 23 年 12 月 22 日	実務家教員の実務報告に基づく実務研修会
	平成 24 年 1 月 27 日	研究者教員の研究報告に基づく理論研修会
	平成 24 年 3 月 2 日	満足度調査の検討
	平成 24 年 4 月 27 日	授業科目の教育内容及び教育方法の報告、授業アンケート及び授業参観による授業の改善等の検討
平成 24 年度	平成 24 年 7 月 18 日	授業参観及び授業参観後に授業内容等の検討
	平成 24 年 7 月 23 日	成績評価についての検討
	平成 24 年 9 月 21 日	授業科目の教育内容及び教育方法の報告、授業アンケート及び授業参観による授業の改善等の検討
	平成 24 年 9 月 24 日-25 日	信州大学 FD カンファレンスへの参加
	平成 24 年 10 月 12 日	カリキュラム改訂に関する検討
	平成 24 年 10 月 22 日	研究者教員の研究報告に基づく理論研修会
	平成 24 年 11 月 22 日	教員アンケートに基づく授業方法、就学支援策に関する検討(1)
	平成 25 年 1 月 11 日	教員アンケートに基づく授業方法、就学支援策に関する検討(2)
	平成 25 年 4 月 12 日	授業科目の教育内容及び教育方法の報告、授業アンケート及び授業参観による授業の改善等の検討
平成 25 年度	平成 25 年 6 月 29 日-30 日	法実務技能教育研究開発(PSIM)コンソーシアムによる講演会・セミナーへの参加
	平成 25 年 7 月 26 日	研究者教員の研究報告に基づく理論研修会(民事法研究会と共催)
	平成 25 年 9 月 10 日	信州大学FDセミナーへの参加
	平成 25 年 9 月 13 日	成績評価についての検討
	平成 25 年 9 月 13 日	授業科目の教育内容及び教育方法の報告、授業アンケート及び授業参観による授業の改善等の検討

	平成 25 年 10 月 10 日	カリキュラム改訂に関する検討
	平成 26 年 1 月 28 日	研究者教員の研究報告に基づく実務研修会(松本実務研究会と共催)
	平成 26 年 2 月 28 日	研究者教員の研究報告に基づく理論研修会(民事法研究会と共催)
	平成 26 年 3 月 5 日	外部研究者教員の研究報告に基づく理論研修会(経済学部スタッフセミナーと共催)
	平成 26 年 4 月 11 日	授業科目の教育内容及び教育方法の報告、授業アンケート及び授業参観による授業の改善等の検討
平成 26 年度	平成 26 年 4 月 30 日	研究者教員の研究報告に基づく実務研修会(松本実務研究会(民事実務)と共催)
	平成 26 年 6 月 13 日	中教審「法科大学院における司法試験に関連する指導方法の具体的な取り扱いについて」についての検討
	平成 26 年 10 月 29 日	研究者教員の研究報告に基づく実務研修会(松本実務研究会(民事実務)と共催)
	平成 26 年 11 月 14 日	授業科目の教育内容及び教育方法の報告、授業アンケート及び授業参観による授業の改善等の検討
	平成 27 年 1 月 9 日	研究者教員の研究報告に基づく理論研修会(民事法研究会と共催)
	平成 27 年 3 月 6 日	研究者教員の研究報告に基づく理論研修会(民事法研究会と共催)
平成 27 年度	平成 27 年 5 月 13 日	昨年度後期試験報告会、授業科目の教育内容及び教育方法の報告
	平成 27 年 6 月 18 日	実務家の研究報告に基づく実務研修会(松本実務研究会と共催)
	平成 27 年 7 月 8 日	前期試験前認証評価再確認ならびに意見交換
	平成 27 年 9 月 9 日	科研費、公的研究費獲得のための研究の在り方についての検討会
	平成 27 年 11 月 10 日	研究者教員の研究報告に基づく理論研修会(民事法研究会と共催)
	平成 27 年 11 月 11 日	前期試験報告会、授業科目の教育内容及び教育方法の報告
	平成 27 年 11 月 13 日	実務家の研究報告に基づく実務研修会(信州法務研究会と共催)
	平成 28 年 3 月 9 日	研究者教員の研究報告に基づく理論研修会(民事法研究会と共催)

(出典：法曹法務研究科作成)

(4) 教育施設

本研究科は、講義室 2 室と演習室 2 室があり、スクリーンとプロジェクター等を設置している。自習室棟内のセミナールームも授業での利用を可能としている。

模擬法廷は、本学松本キャンパスに隣接する「長野県衛生部松本旭町庁舎（県と賃貸借契約）」を活用し、当該授業を行っている。(資料法 26)

資料法 26 模擬法廷の設置

模擬法廷は、理論と実務の融合を唱える法科大学院にとって重要な施設のひとつと位置付けることができます。ここでは、裁判官・検察官席等のレイアウトを実際の法廷に近い形で再現し、学生の皆さんが臨場感ある模擬裁判を展開します。将来法曹として活躍するためには、法廷等の場におけるプレゼンテーション能力や相手の主張に対応し得る即応能力を培うことが必要です。学生の皆さんには、教科書等で学んだことを踏まえつつ、この模擬法廷を舞台として、そうした実践能力を十分に養ってほしいと考えております。



(出典：信州大学大学院法曹法務研究科ホームページ「施設・学業支援制度」)

(水準)

期待される水準を上回る。

(判断理由)

収容定員54名(平成27年度は36名)に対し高度の教育研究能力を有する専任教員19名(学生3名に対し1名)及び非常勤教員21名(兼任教員4名を含む)を配置し、さらに長野県弁護士会の協力も得て、またクラス担任制や学生相談センター等サポート体制の充実により、きめの細かい、専門職大学院にふさわしい教員体制が整っている。(資料法11、16～19、23)

また、アンケートも活用した不断のFD活動により、経常的に教員の教育能力の向上を図っている。(資料法24、25) 充実した教育を提供するための設備も十分整っている。(資料法26)

以上のことから、在学生、修了生の期待に応える教育実施体制となっているといえる。

観点 教育内容・方法

(観点に係る状況)

(1) 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づく教育課程の編成

本研究科はDPで定めた3類型に基づいた履修プログラムを設定している。(資料法27)履修プログラムは、ホームページにおいて履修モデルとして公開している。さらに、公法科目、刑事法科目、民事法科目、企業法務法曹の養成の学習フローチャートをホームページで明示している。(資料法28、29)

資料法27 DPの3類型と履修プログラム

DPの類型	履修モデルのタイプ
1. 良き市民として地域社会とともにあり、市民生活の法的助言者たる法曹	市民法曹タイプ
2. 経済活動を理解し、企業における技術革新・開発・産業化および企業経営の健全化に対応できる法曹	企業ビジネス法曹タイプ
3. 地域固有の問題について、正確な分析能力、適切な法的処理能力、事前予防のための政策立案能力を備えた法曹	地域密着・政策志向法曹タイプ

(出典：法曹法務研究科作成)

資料法28 履修モデル

本法科大学院では、卒業に必要な単位数を96単位とし、そのうち68単位を必修科目としています。これらは主として司法試験合格に必要な科目であると考えていただいで結構です。しかしながら、法科大学院制度はそもそも司法試験合格のみを目標に掲げているわけではありません。その制度の本質は、法の基本原理や理論を理解する一方、それを実務に最大限活かすことのできる実践的な法曹実務家を養成することに他なりません。本法科大学院においても、こうした観点をカリキュラム構成に反映させる努力を行っています。例えば、先ほどの卒業に必要な単位の残り28単位は、選択必修科目や自由選択科目として、学生が自分の知的興味や、将来の法曹活動としてどのような専門領域を確立させたいかという希望に基づき、科目を選択することが可能です。こうした科目選択を通じて、学生一人一人が自分の目標や興味に応じた独自の履修モデルを作り上げていくこと、そしてそこでの学習を通じて法曹実務家としての実践性や専門性を養っていくことを期待しています。もちろん、皆さんの目標や知的興味は異なるため、履修科目もそれぞれ異なると思いますが、ここで参考までに、いくつかの履修モデルを提示してみたいと思います。

市民法曹タイプ 市民生活における法律の助言者として活躍する標準的な法曹を目指した履修モデルです。市民生活において頻繁に生じる法律問題に対処できる能力の修得を目指します。

学年	学期	法律基本	法律実務基礎	基礎法学・隣接	展開・先端	単位数
1	前	民法入門演習1		企業会計		22
		憲法1・2				
		民法1・2・3・5・7				
		刑法1・2				
			20	0	2	
	後	憲法基礎演習		法の創造と時代思		42
		行政法1				
		民法4・6				
		民法入門演習2				
		商法3				
2	民事訴訟法1				20	
	刑法3					
	刑事訴訟法1					
		18	0	2		0
	行政法2	法曹倫理		労働法1		
前	商法1・2		社会保障法		20	
	民事訴訟法2					
	民商法総合演習					
	刑法演習					
	刑事訴訟法2					
後					36	
		14	2	0		4
	公法総合演習1	民事裁判実務の基		倒産処理法1		
	民商法総合演習	家事事件の実務				
	民事訴訟法演習	刑事裁判実務の基				
前	刑事訴訟法演習				16	
		8	6	0		2
	行政法演習	民事裁判実務		労働法2		
	民事法総合演習			民事執行法・民事保全		
				消費者法		
後				倒産処理の実務	14	
		4	2	0		8
		0	2	0		2
修了要件	64	12	4	16	96	

《3年コース》

企業ビジネス法曹タイプ 企業経営者のアドバイザーとして、経済活動を理解し、企業の技術革新・経営の健全化に対応できる法曹を目指した履修モデルです。会計理論を理解し、知的財産の管理、資金調達、企業再生、紛争予防に役立つ能力の修得を目指します。

学年	学期	法律基本	法律実務基礎	基礎法学・隣接	展開・先端	単位数	
1	前	行政法2	法曹倫理		労働法1・2	22	
		商法1・2			消費者法		
		民事訴訟法2					
		民商法総合演習1					
		刑法演習					
	後	刑事訴訟法2				42	
			14	2	0		6
		憲法基礎演習	民事裁判実務の基	法の創造と時代思			
		公法総合演習1	刑事裁判実務の基				
		商法3					
2	民商法総合演習1	家事事件の実務			20		
	民事訴訟法演習	刑事裁判実務の基					
	刑事訴訟法演習						
		14	4	2		0	
	行政法演習	民事裁判実務	企業会計	社会保障法			
前	民事法総合演習	家事事件の実務		民事執行法・民事保全	18		
				倒産処理の実務			
				医療紛争法			
		4	4	2		8	
後				倒産処理法1	4		
		0	2	0		2	
		0	2	0		2	
修了要件	32	12	4	16	64		

《2年コース》

学年	学期	法律基本	法律実務基礎	基礎法学・隣接	展開・先端	単位数	
1	前	民法入門演習1		企業会計		22	
		憲法1・2					
		民法1・2・3・5・7					
		刑法1・2					
			20	0	2	0	
	後	憲法基礎演習		法の創造と時代思		42	
		行政法1					
		民法4・6					
		民法入門演習2					
		商法3					
		民法訴訟法1					
			18	0	2	0	
2	前	行政法2	法曹倫理		国際私法1	20	
		商法1・2			民事執行法・民事保全		
		民法訴訟法2					
		民商法総合演習					
			14	2	2	4	
	後	公法総合演習1	民事裁判実務の基		倒産処理法1	36	
		民法訴訟法演習	家事事件の実務				
		民法訴訟法演習	民事裁判実務の基				
		刑法演習					
			8	6	0	2	
	3	前	行政法演習	民事裁判実務		国際私法2	12
			民法訴訟法演習			知的財産法1	
			4	2	0	6	
後		行政法演習	民事裁判実務		国際私法2	18	
		民法訴訟法演習			知的財産法1		
				2	0		6
	企業法の実務			知的財産法2			
		0	2	0	6		
		2	0	2	4		
修了要件		64	12	4	16	96	

《3年コース》

学年	学期	法律基本	法律実務基礎	基礎法学・隣接	展開・先端	単位数		
1	前	行政法2	法曹倫理	企業会計	国際私法2	22		
		民法7			民事執行法・民事保全			
		商法1・2						
		民法訴訟法2						
			14	2	2	4		
	後	憲法基礎演習	民事裁判実務の基		倒産処理法1	42		
		公法総合演習1	刑事裁判実務の基					
		商法3						
		民法訴訟法演習						
			14	4	0	2		
	2	前	行政法演習	民事裁判実務		国際私法1	14	
			民法訴訟法演習	契約の実務		知的財産法1		
			4	4	0	6		
後		行政法演習	民事裁判実務		国際私法1	22		
		民法訴訟法演習	契約の実務		知的財産法1			
				2	4		0	6
	企業法の実務			金融商品取引法				
		0	2	2	4			
		2	2	2	4			
修了要件		32	12	4	16	64		

《2年コース》

地域密着・政策志向法曹タイプ 地域固有の問題を分析し適切な法的処理を行うとともに、事前予防に向けた政策立案能力を備えた法曹を目指した履修モデルです。地方自治体や地域の中小企業が抱える法律問題に迅速に対応できる能力の修得を目指します。

学年	学期	法律基本	法律実務基礎	基礎法学・隣接	展開・先端	単位数		
1	前	民法入門演習1		企業会計		22		
		憲法1・2						
		民法1・2・3・5・7						
		刑法1・2						
			20	0	2	0		
	後	憲法基礎演習		法の創造と時代思		42		
		行政法1						
		民法4・6						
		民法入門演習2						
		商法3						
		民法訴訟法1						
			18	0	2	0		
2	前	行政法2	法曹倫理		労働法1	20		
		商法1・2			地方自治法			
		民法訴訟法2						
		民商法総合演習						
			14	2	0	4		
	後	公法総合演習1	民事裁判実務の基		倒産処理法1	36		
		民法訴訟法演習	家事事件の実務					
		民法訴訟法演習	刑事裁判実務の基					
		刑法演習						
			8	6	0	2		
	3	前	行政法演習	民事裁判実務		労働法2	12	
			民法訴訟法演習			民事執行法・民事保全		
			2	2	0	8		
後		行政法演習	民事裁判実務		労働法2	18		
		民法訴訟法演習			民事執行法・民事保全			
				2	2		0	8
	公法総合演習2	刑事裁判実務		消費者法				
		2	2	0	6			
		2	2	0	2			
修了要件		64	12	4	16	96		

《3年コース》

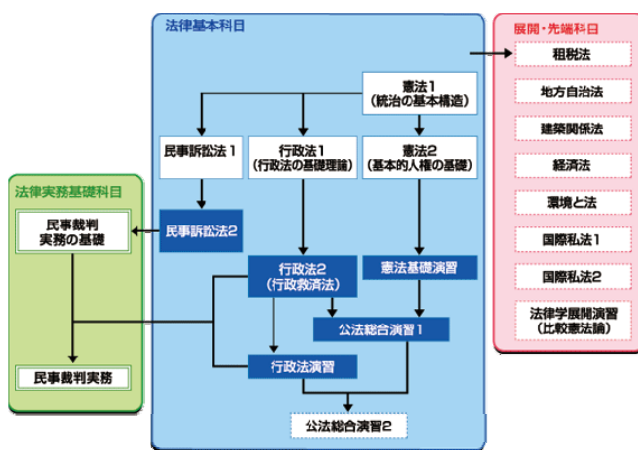
学年	学期	法律基本	法律実務基礎	基礎法学・隣接	展開・先端	単位数		
1	前	行政法2	法曹倫理	企業会計	租税法	22		
		民法7			地方自治法			
		商法1・2						
		民法訴訟法2						
			14	2	2	4		
	後	憲法基礎演習	民事裁判実務の基	法の創造と時代思		42		
		公法総合演習1	刑事裁判実務の基					
		商法3						
		民法訴訟法演習						
			14	4	2	0		
	2	前	行政法演習	民事裁判実務		労働法1・2	14	
			民法訴訟法演習	家事事件の実務		倒産処理法1		
			2	4	0	8		
後		行政法演習	民事裁判実務		労働法1・2	22		
		民法訴訟法演習	家事事件の実務		倒産処理法1			
				2	4		0	8
	公法総合演習2	刑事裁判実務		民事執行法・民事保全				
		2	2	0	4			
		2	2	0	4			
修了要件		32	12	4	16	64		

《2年コース》

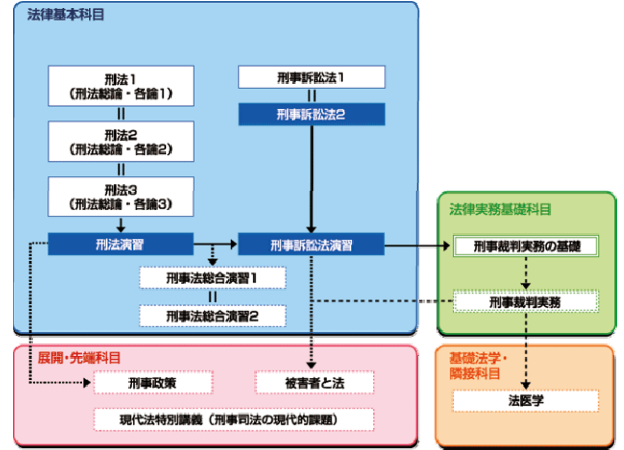
(出典：信州大学大学院法曹法務研究科ホームページ「履修モデル」)

資料法29 学習フローチャート

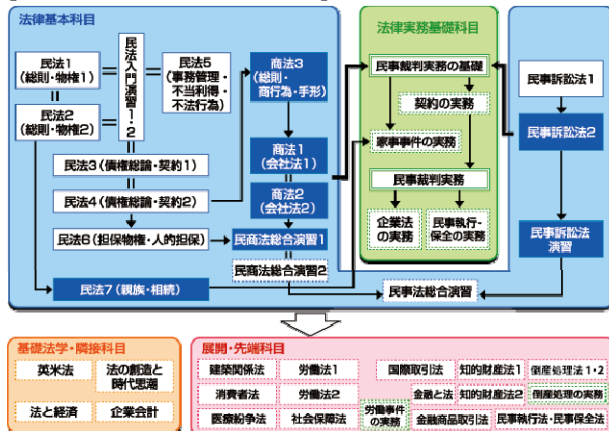
【公法科目フローチャート】



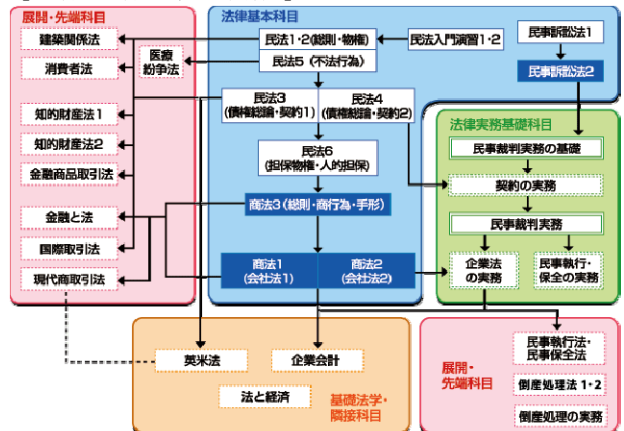
【刑事法科目フローチャート】



【民事法科目フローチャート】



【企業法務法曹の養成】



(出典：信州大学大学院法曹法務研究科ホームページ「学習フローチャート」)

(2) 授業の特徴

本研究科は、法曹養成の専門職大学院として、法律の専門職が身につけるべき法律理論及び法律実務の両面にわたる基礎的素養が修得できるよう、以下のような教育を実践している。(資料法 30)

①理論科目と実務科目の比重の調整

カリキュラム構成の全体を通して、理論と実務の比重を考慮し、法律基本科目の理論教育の後に法律実務基礎科目の教育を行い、さらに法律実務基礎科目を踏まえて理論的發展が可能となるように各授業科目の学年配当を行っている。

1年次は、法律基本科目について理論的な教育を行う。とくに民法の基礎教育を徹底している。法律実務基礎科目は、2年次以降に開講されており、民法などの法律基本科目を学習した上で履修できるようにしている。(前掲資料法 7 (3-4 頁)、28 (19-20 頁)、資料法 31)

資料法 30 開講科目一覧

法律基本科目	公法系	憲法1(統治の基本構造)	基礎法学・隣接科目	英米法	
		憲法2(基本的人権の基礎)		法と経済	
		憲法基礎演習		企業会計	
		行政法1(行政法の基礎理論)		法医学	
		行政法2(行政救済法)		法の創造と時代思潮	
		行政法演習		現代法特別講義(生命と法)	
	民事	民法1(総則・物権1)		展開・先端科目	法律学展開演習(子どもと法)
		民法2(総則・物権2)			租税法
					地方自治法
					環境と法

系	民法3(債権総論・契約1)	建築関係法	
	民法4(債権総論・契約2)	法律学展開演習(比較憲法論)	
	民法5(事務管理・不当利得・不法行為)	国際私法1	
	民法6(担保物権・人的担保)	国際私法2	
	民法7(親族・相続)	労働法1	
	民法入門演習1	労働法2	
	民法入門演習2	社会保障法	
	商法1(会社法1・設立株式等)	消費者法	
	商法2(会社法2・機関合併等)	医療紛争法	
	商法3(総則・商行為・手形)	法律学展開演習(財産・家族特殊研究)	
	民商法総合演習1	労働事件の実務	
	民商法総合演習2	経済法	
	民事訴訟法1	知的財産法1	
	民事訴訟法2	知的財産法2	
	民事訴訟法演習	国際取引法	
	民事法総合演習	金融と法	
	刑事系	刑法1(刑法総論・各論1)	金融商品取引法
		刑法2(刑法総論・各論2)	法律学展開演習(ビジネスプランニング)
		刑法3(刑法総論・各論3)	現代商取引法
		刑事訴訟法1	民事執行法・民事保全法
		刑事訴訟法2	倒産処理法1
		刑法演習	倒産処理法2
		刑事訴訟法演習	倒産処理の実務
		刑事法総合演習1	刑事政策
刑事法総合演習2		現代法特別講義(刑事司法の現代的課題)	
法律実務基礎科目		法曹倫理	被害者と法
	ロークリニック	外国法演習	
	契約の実務		
	家事事件の実務		
	企業法の実務		
	民事裁判実務の基礎		
	民事裁判実務		
	民事執行・保全の実務		
	刑事裁判実務の基礎		
	刑事裁判実務		

(注) 太字は必修科目

(出典：信州大学大学院法曹法務研究科ホームページ「開講科目・シラバス」)

資料法 31 カリキュラムの構成

カリキュラム構成の全体を通して、理論と実務の比重を考慮し、法律基本科目の理論教育の後に法律実務基礎科目の教育を行い、さらに法律実務基礎科目を踏まえて理論的発展が可能となるように各授業科目の学年配当を行っている。

1年次は、法律基本科目について理論的な教育を行う。とくに民法の基礎教育を徹底している。民法の基礎知識を確実に修得させ、法律実務基礎科目における要件事実教育を円滑に行うために、民法科目は民法1から民法7に細分化した上で、民法1から民法7のすべて(14単位)を1年次に配当し、民法総則から家族法までの民法全体についての基本的知識を修得できるように配慮している。

法律実務基礎科目は、2年次以降に、民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法を学習した上で履修できるように配慮して開講している(たとえば、「民事裁判実務の基礎」は、「民事訴訟法1」、「民事訴訟法2」を受講した後に履修することとし、「刑事裁判実務の基礎」は、「刑事訴訟法1」、「刑事訴訟法2」を受講した後に履修することとしている)。法律実務基礎科目を20単位開講し、12単位の修得を修了要件としている。法律実務基礎科目においては、現代社会における法律家の使命と責任を自覚させる法曹倫理教育によって、法曹としての責任感および倫理観の涵養に努めるとともに、契約締結交渉・契約締結・契約の履行の各段階で発生しうる紛争や成年後見・離婚・相続・親子関係などの家事事件

紛争における事案の分析力、さらには民事・会社関係・刑事事件等の法律文書作成能力の養成に努めている。
 (出典：「法科大学院認証評価自己評価書（平成 26 年 6 月）第 2 章」)

② 研究者教員と実務家教員の役割分担と連携

理論と実務を架橋する観点から、研究者教員と実務家教員の役割分担を整理し、a. 研究者教員が法理論を中心に行う授業、b. 実務家教員が実務を中心に行う授業、c. 研究者教員と実務家教員が合同して行う授業の類型を設けている。

法律基本科目は主として研究者教員が、法律実務基礎科目は実務家教員が担当するが、法律基本科目のうち、「民商法総合演習 1、2」の 2 科目は研究者教員と実務家教員が合同で担当し、理論と実務を架橋する教育を実践している。さらに、展開・先端科目では、実務経験を有する教員が実務の経験を踏まえた理論教育を行っている。(資料法 32)

資料法 32 「民商法総合演習 2」シラバス

授 業 科 目	B 3 6 民商法総合演習 2 2単位	担 当 教 員	宮田 旭(15/15)・池田 秀敏(10/15)・長瀬 一治(5/15)
科 目 分 類	法律基本科目 選択必修科目	対 象 学 年	2年次
講 義 の 目 的 (到達目標)	これまでに履修した民事系基礎科目で得た基本的な知識と技術を応用し、より高度な事案処理能力を習得するため、具体的な相談事例や訴訟事案などで示された事実関係を分析し、的確に法律を適用して法的解決を導く訓練を行う。 研究者教員と実務経験豊富な弁護士が共同担当し、受講者全員が検討に参加しながら、一つの事案に対する柔軟かつ多角的な検討を行う。 この講義により、共通の到達目標モデル（第 2 次案：民法・商法）における基本的な知見に基づき、民事事件における実践的な事案処理を行うための基礎的な能力が習得できる。		

(出典：信州大学大学院法曹法務研究科ホームページ「開講科目・シラバス」)

③ 平成 23 年度からの 2 年コースの創設

開校年度（平成 17 年度）から平成 22 年度までは、未習者コース（3 年コース）のみを設けていたが、平成 23 年度から既修者コース（2 年コース）を新設した。

2 学年・3 学年において、未修者コースに入学して 1 年間学習した学生と既に法律を学習した上で入学した学生が、協力しあい、また、切磋琢磨しあう体制を作ることにより、学習効果をさらに上げることが可能となった。

④ 平成 22 年度および 23 年度のカリキュラム改訂および修了生支援の強化

平成 23 年度から既修者コース（2 年コース）の新設に伴い、平成 22 年度と 23 年度に、以下のとおりカリキュラムの改訂を行って初年次教育の更なる充実を図るとともに、修了生への支援の強化を図った。(資料法 33、34)

資料法 33 平成 22 年度と 23 年度のカリキュラム改訂

○平成 22 年度入学者カリキュラムの見直し

- (ア) 2 年次配当であった「行政法概説」を「行政法 1（行政法概説）」に科目名を変更の上、1 年次に配当した。
- (イ) 1 年次配当の「民法入門演習」（2 単位）を「民法入門演習 1」及び「民法入門演習 2」の 2 科目（4 単位）展開とした。
- (ウ) 1 年次配当の「刑法 1」「刑法 2」の 2 科目（4 単位）を「刑法 1」「刑法 2」「刑法 3」の 3 科目（6 単位）展開とした。
- (エ) 2 年次配当であった「刑事訴訟法 1」を 1 年次に配当し、これに代わり 1 年次配当であった「刑法演習」を 2 年次に配当した。

○平成 23 年度のカリキュラムの見直し

2 年次 3 年次配当科目において、「公法総合演習」, 「民事法総合演習」などの法的知識を具体的な紛争解決に結びつける総合的な法的思考能力の修得に重点を置く科目の教育内容をより充実させた。

(出典：法曹法務研究科作成)

資料法 34 修了生支援の見直し

○平成 22 年度

修了後も本法科大学院の施設を利用できる期間を従来の 2 年から 5 年に延長

○平成 23 年度

修了生が利用できる情報端末を拡大

(出典：法曹法務研究科作成)

(3) 修了要件及び成績評価

①修了要件

本研究科の修了要件は、次のとおり 2 年コース、3 年コースでそれぞれ定められている。

(資料法 35)

資料法 35 修了要件

【3年コース】

(1) 必修科目・選択必修科目・自由選択科目の別

①必修科目

必修科目の必要単位数は 68 単位です。これを、法律基本科目から 60 単位、法律実務基礎科目から 8 単位取得する必要があります。

②選択必修科目

選択必修科目の必要単位数は 24 単位です。これを、法律基本科目から 4 単位、法律実務基礎科目から 4 単位、基礎法学・隣接科目から 4 単位、展開・先端科目から 12 単位取得する必要があります。

③自由選択科目

上記以外の修了に必要な単位(4 単位)は、自由選択科目として取得してください。この自由選択科目には 2 種類あります。[A]本来の自由選択科目、[B]展開・先端科目における選択必修科目であって、上記②の修了要件を超過して取得したものです。

(2) 各科目群の別

法律基本科目を 64 単位、法律実務基礎科目を 12 単位、基礎法学・隣接科目を 4 単位、展開・先端科目を 16 単位、それぞれ取得する必要があります。

修了に必要な単位 96 単位					
		必修	選択必修	自由選択	計
		68	24	4	96
法律基本科目	公法系	14	60	4	64
	民事系	32			
	刑事系	14			
法律実務基礎科目	一般	2	8	4	12
	民裁系	4			
	刑裁系	2			
基礎法学・隣接科目		-		4	4
展開・先端科目		-		12	16

(注1) 展開・先端科目の自由選択科目(4 単位)の履修は、展開・先端科目の自由選択科目又は展開・先端科目の選択必修科目のうち、所定の修了要件(12 単位)を超えて履修した科目から取得する必要があります。

(注2) 基礎法学・隣接科目の選択必修科目のうち、所定の修了要件(4 単位)を超えて履修した科目は、展開・先端科目の自由選択科目(4 単位)に算入することはできません。これは「余剰単位」となります。

【2年コース】

(1) 必修科目・選択必修科目・自由選択科目の別

①必修科目

必修科目の必要単位数は 36 単位です。これを、法律基本科目から 28 単位、法律実務基礎科目から 8 単位取得する必要があります。

②選択必修科目

選択必修科目の必要単位数は 24 単位です。これを、法律基本科目から 4 単位、法律実務基礎科目から 4 単位、基礎法学・隣接科目から 4 単位、展開・先端科目から 12 単位取得する必要があります。

③自由選択科目

上記以外の修了に必要な単位(4 単位)は、自由選択科目として取得してください。この自由選択科目には 2 種類あります。[A]本来の自由選択科目、[B]展開・先端科目における選択必修科目であるが、所定の修了要件(12 単位)を超過して取得したものです。

(2) 各科目群の別

法律基本科目を 32 単位、法律実務基礎科目を 12 単位、基礎法学・隣接科目を 4 単位、展開・先端科目を 16 単位、それぞれ取得する必要があります。

修了に必要な単位 64 単位					
		必修	選択必修	自由選択	計
		36	24	4	64
法律基本科目	公法系	8	28	4	32
	民事系	14			
	刑事系	6			
法律実務基礎科目	一般	2	8	4	12
	民裁系	4			
	刑裁系	2			
基礎法学・隣接科目		-		4	4
展開・先端科目		-		12	16

(注1) 展開・先端科目の自由選択科目(4 単位)の履修は、展開・先端科目の自由選択科目又は展開・先端科目の選択必修科目のうち、所定の修了要件(12 単位)を超えて履修した科目から取得する必要があります。

(注2) 基礎法学・隣接科目の選択必修科目のうち、所定の修了要件(4 単位)を超えて履修した科目は、展開・先端科目の自由選択科目(4 単位)に算入することはできません。これは「余剰単位」となります。

(出典：信州大学大学院法曹法務研究科ホームページ「修了・進級・成績評価」)

成績評価においては、評価基準の事前開示を徹底し、適正かつ厳格な成績評価を行い、併せて GPA に準じた方式の採用により厳格な修了認定を行っている。

② 成績評価の基準

各科目の成績評価は、次のような基準を設け行っている。(資料法 36)

資料法 36 成績評価の基準

1. 成績評価の方法

全ての授業科目について科目修了試験を行います。さらに原則として、4 回以上の小テストを行うほか、レポート作成など 4 回以上の課題提出を義務付けます。

2. 成績評価の準則

(1) 成績は、授業中の質疑応答の内容、課題・小テストの成績を 50%、科目修了試験の得点を 50%とし、その総合点を 100 点満点で換算し評価します。ただし、法律基本科目については、授業中の質疑応答の内容、課題、小テストの成績を 40%以下、科目修了試験の得点(中間試験を課す科目はその得点も含む)を 60%以上とします。

(2) 60 点以上 70 点未満を「可」とし、70 点以上 80 点未満を「良」、80 点以上 90 点未満を「優」、90 点以上を「秀」とします。

(3) 各成績評価の割合について、以下のガイドラインを設けます。

①「秀」は、成績上位概ね 10%までとします。

②「秀」と「優」は、あわせて成績上位概ね 35%までとします。

③少なくとも成績下位の概ね 10%の者に対しては「可」を与えるものとします。

(4) 成績評価の割合に関するガイドラインは、法律基本科目および法律実務基礎科目の必修科目についてはこれを遵守し、これ以外の科目については、その趣旨を尊重して成績評価を行うこととします。

3. 単位認定の方法

4 分の 3 以上(通常は 12 回)の出席を単位取得の必須要件とし、成績が「可」以上の者に対して単位を認定します。

4. 成績通知書及び成績分布図の開示

成績通知書は、各学期の科目修了試験終了から約 2 週間経過した後(後期については、進級・修了判定教授会後)、適宜のタイミングで、各学生に個別に配付します。

また、成績分布図については、受講生 5 名以上の授業科目を対象として、次学期に1週間程度の期間を設け、その間、学生がオンラインシステムを通じて閲覧できるようにします。

5. 追試験

病気、怪我、交通機関の事故、忌引き等やむを得ない事情で科目修了試験を受験できなかった学生は、所定の審査手続を経たうえで、追試験を受けることができます。

(出典：信州大学大学院法曹法務研究科ホームページ「修了・進級・成績評価」)

③ GPA(Grade Point Average)に準じたポイント制 (以下「GPA」)

本研究科は、修了要件に加え、次のとおり GPA に基づき、入学時からの履修単位について、「秀」の成績評価を4点、「優」の成績評価を3点、「良」の成績評価を2点、「可」の成績評価を1点、「不可」の成績評価を0点として計算した結果、1単位当たりの平均成績値が1.50以上になることを修了の要件としている。(資料法 37、38)

資料法 37 修了に必要な要件
 法科大学院の課程を修了するためには、以下の2つの要件を満たす必要があります。
 ①3年コースにおいては96単位、2年コースにおいては64単位を取得すること。
 ②GPA(Grade Point Average)に準じたポイント制に基づき、入学時からの履修単位について、「秀」の成績評価を4点、「優」の成績評価を3点、「良」の成績評価を2点、「可」の成績評価を1点、「不可」の成績評価を0点として計算した結果、1単位当たりの平均成績値が1.50以上になること。
 (出典：信州大学大学院法曹法務研究科ホームページ「修了・進級・成績評価」)

資料法 38 GPA(Grade Point Average)に準じたポイント制
 入学時からの履修単位について、「秀」の成績評価を4点、「優」の成績評価を3点、「良」の成績評価を2点、「可」の成績評価につき1点、「不可」の成績評価につき0点として計算した結果、1単位当たりの平均成績値が1.50以上であることが必要です。
 GPA(Grade Point Average)に準じたポイント制とは、以下のような制度です。
 ①各授業科目の成績評価をそれぞれの加重点(Grade Point)に置き換え、加重点を各授業科目の単位数に掛けた合計を、履修総単位数の合計で割ることによって算出した平均値が平均成績値となります。

$$\text{平均成績値} = ((\text{単位} \times \text{加重点}) \text{の和}) / (\text{履修単位数} \times \text{の和})$$
 *「履修単位数」には、「不可」の成績評価を受けた科目の単位数も含まれますが、「不受講」科目の単位数は含めません。
 ②各成績評価の加重点は、「秀」:4 「優」:3 「良」:2 「可」:1 「不可」:0 とします。
 ③「不受講」科目はGPAに準じたポイント制の対象外とします。
 ④「可」の成績評価を受けた科目については再履修を認めます。
 ⑤授業科目を再履修した場合、累積の平均成績値の算出の際には、最後の履修による成績評価及び単位数のみを算入するものとし、それ以前の成績及び単位数は算入しません。
 (出典：信州大学大学院法曹法務研究科ホームページ「修了・進級・成績評価」)

(4) 学生の主体的学習を促す取組

①学生自習室

本研究科は、「法曹法務研究科自習室棟(2階、延床500㎡、以下「自習室棟」)」に学生自習室2室を設け、120席分の自習機を設置し、24時間利用できるようにしている。(資料法 39)

資料法 39 学生自習室、ローライブラリー、学生ラウンジ
 学生自習室には、資料収集と学習の便宜を図るため、法律関連図書・雑誌を配架している。
 自習室棟には、学生が談話・討論できる場として、ラウンジ・リフレッシュスペース、自主ゼミ等の勉強会に利用できるセミナールームを設置している。自習室棟の講義室と演習室は、授業で使わない時間帯には学生による自主学習のために利用できるよう、24時間開放している。

法科大学院生専用の学生自習室・学生討論室の開設
 法科大学院の講義は、密度も高くまた内容的にも高度なものが展開されます。従いまして、講義を理解する力を高めるためにも、学生一人一人が事前に十分な予習を行い、理解できない点や難解な点を把握した上で講義に臨むとともに、事後的に復習を行い講義で学んだ事項をしっかりと自分の知識として習得するというプロセスが必要になってきます。そこで、こうした学生の自習を最大限サポートするために、総数120席にのぼる法科大学院生専用の自習室や、学生同士で自由に議論や勉強会の開催ができる討論室を設けています。



ローライブラリーの設置

法科大学院の学生が予復習等を行うために必要な基本書、参考書、判例集、コンメンタール等を幅広く取り揃え、学生自習室に備え付けています。これがローライブラリーと言われるもので、学生は学生自習室の中で、自由にこれらの書籍を閲覧することができます。



学生ラウンジの提供

自習室や講義室の近くに、法科大学院学生専用のラウンジを設けています。講義や自習の合間にリフレッシュを図ることはもちろん、学生同士での自主的な勉強会や教員との自然発生的な議論の場として使用することもできるなど、多目的な用途に使用することができます。



(出典：信州大学大学院法曹法務研究科ホームページ「施設・学業支援制度」)

②オンライン教材

自習室棟の自習室およびラウンジ（1・2階）には、無線 LAN、共用 PC 端末および共用プリンタを備えており、本研究科で導入している「TKC 社 LEX/DB 国内法律文献データベース」、「判例秘書アカデミック版 LLI 統合型法律情報システム」により、学習に必要な文献の検索および閲覧が可能である。学生は、持参のパソコンを使用し、無線 LAN 経由でこれらのデータベースや共用プリンタを利用することも可能である。(資料法 40)

資料法 40 オンライン教材，法令・判例・文献検索システム

【オンラインでの教材の提供や質疑応答を通じた効率性向上】

いわゆる「e-Learning」と言われるもので、教官から学生への教材・レジュメの提示・配布や、学生と教官との質疑応答を、オンライン・システムを通じて行うことができます。もちろん、教官の指定したオフィス・アワーや講義の後に、口頭で直接質疑応答を行うこともできますが、あわせて、民間業者が提供するシステムを利用することで、より双方向性の高い教育を実現することが可能になると思います。また、レジュメや資料の授受をオンラインにより行うことで、こうした授受に伴う手間を減らし、効率化を図ることで、より講義の中身そのものに集中できるような体制を整えています。

【法令・判例・文献検索システムの充実】

法令や判例が多数存在する中から特定のものを迅速に抽出するためには、法令・判例検索システムを活用することが必須となっています。また、特定のテーマに関する文献を抽出するためにも、同様に検索システムに頼るところが大きくなってきています。こうした検索は本来、自身の手によって地道に行うものだという考えもありますが、他方で、法科大学院の学生からすれば、限られた時間の中で最大限の情報を収集しこれを整理して理解する必要に迫られており、検索システムを活用することも止むを得ないという側面があると思います。信州大学法科大学院では、こうした検索システムを導入することにより、法律の習得支援のために効果的な学習ツールを提供しています。

(出典：信州大学大学院法曹法務研究科ホームページ「施設・学業支援制度」)

③図書施設

学生は、経済学部資料室、附属図書館中央図書館を利用できる。経済学部資料室は自習室棟に隣接しており、同学部の学生と同条件で利用できる。同資料室は、図書・資料の管理・維持に関する能力を備えた職員が2名常駐している。中央図書館は、近くに位置しているためアクセスが容易であるのと同時に、自習室棟のパソコンから図書を検索できることに加え、学内の図書関係の Web サービスも自習室棟で利用することができる。

両施設には、法律学分野に関して主な国内図書・国内誌が網羅されており、教員による教育・研究および学生の学習に必要な図書・資料が備えられている。

④教員研究室

教員研究室については、専任教員 19 名中、14 名分（実務家教員 1 名を含む）の個人研究室と実務家教員 5 名用の共同研究室 1 室を有している。また、非常勤講師には、経済学部との共用で非常勤講師室 2 室を使用している。教員研究室および自習室棟のセミナールームは、教員と学生の面談の場として利用できるものとしている。

⑤入学時ガイダンスによる学習指導

本研究科入学者に対しては、法学学習の未経験者に対する導入ガイダンスを行っている。まず入学前に「入学へ向けてのご案内」と称する資料を配布し、入学前の自習のための手引きを示している（資料法 41）。

また、新入生ガイダンスと同日に 2 年次以上の学生に対しても履修ガイダンスを行っている他、全学生を対象に履修登録前に個別履修相談を実施している。（資料法 42）

資料法 41 入学へ向けてのご案内（平成 26 年度 3 年コース入学向け）

1 はじめに

（略）

2 配布物のご案内（3 年コース用）

- ① 「法学入門」 … 法学全般を概観するものとしてご活用下さい。
- ② 「憲法を学ぼう」 … 憲法の入門ものとして気軽にお読みください。
- ③ 「憲法の構造」 … 上記「憲法を学ぼう」の復習的なレジュメです。
- ④ 「民法を学ぼう」 … 民法全般を大雑把に把握するものとしてご活用下さい。
- ⑤ 「刑法を学ぼう」 … 刑法を概観するものとしてご活用下さい。
- ⑥ 「刑法ノート」 … 講義で使用するテキストです。講義開始までに必ずお読みください。
- ⑦ 「判例の読み方」 … 判例（裁判例）を読みこなす前提としてお読みください。
- ⑧ 「合格体験記」 … 合格に必要な勉強方法を把握するためにお読みください。
- ⑨ 「コア・カリキュラム（第二次案）」 … 「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究」
<http://www.congre.co.jp/core-curriculum/>から取得…教育における共通到達目標です。各科目の勉学の項目確認としてご活用下さい。特に重要な項目は、コメントの多いものです。

* 以上の①～⑧の配布物が同封されております。ご確認ください。不足分はお知らせください。追ってご送付申し上げます。

3 今後の行事のご案内（予定）

（略）

4 各科目担当者からの学習アドバイス…憲法、民法、刑法について

（略）

（出典：法曹法務研究科作成）

資料法 42 ガイダンス実施状況

入学後、前期が始まる前に「法律学入門講座」を開講し、できるだけ受講するよう促すことにしている。さらに、「法情報調査」を開講し、「法令、判例および学説等の検索ならびに判例の意義および読み方の学習等、法令を学ぶ上で必要な情報の調査・分析に関する技法を修得すること」を目的とし、これを全員に義務付けている。また平成 23 年度より 2 年コースを開設し法学既修者を受け入れることとな

ったことに伴い、2年コース1年次ならびに3年コース2年次の希望者を対象として、3年コース2年次配当の法律基本科目の基本的知識を修得することを目的とする「導入講座」を上記「法律学入門講座」と同様の日程で実施している。

また、1年次に配当される法律基本科目の学修が適切に行われるように、入学後のガイダンスにおいて法律基本科目の概要について説明を行っているほか、履修登録前に個別履修相談を実施している（平成25年度・平成26年度においては各3回実施）。2年次以上の学生に対しても、入学後のガイダンスと同日に履修ガイダンスを行っているほか、履修登録前に個別履修相談を実施している。なお、各年のガイダンスにおいて入学者に対して実務家教員が地域に根差して活動する法曹実務の仕事の内容について実際の経験を踏まえて説明する機会を設けている。

平成26年度ガイダンスの実施状況一覧

日付	実施内容	対象者
平成26年3月28日及び 3月31日-4月2日	法律学入門講座	3年コース新入生
平成26年3月28日及び 3月31日-4月2日	導入講座	2年コース新入生及び 3年コース2年次生希望者
平成26年4月2日	先輩院生による導入ガイダンス	全新入生
平成26年4月3日	新入生ガイダンス	全新入生
平成26年4月3日	在学生ガイダンス	3年コース2年次生以上及び 2年コース2年次生
平成26年4月4日	法情報調査	全新入生
平成26年4月7日～9日	個別履修相談	全学生

（注）平成27年度は学生募集停止のため、在学生ガイダンス及び個別履修相談のみ実施

（出典：法曹法務研究科作成）

⑥ オフィスアワーによる学習指導

専任教員全員がオフィスアワーを設定し、各科目の個別の質問事項に応答することはもとより、科目全体の学習計画等の相談に応じることにより、教育効果の向上を図っている。

（資料法43）

資料法 43 オフィスアワー一覧

平成27年4月現在

氏名	オフィス・アワー			
	前期		後期	
	前半	後半	前半	後半
安藤 絵美子	○	○	○	○
池田 秀敏	○	○	○	○
遠藤 功	※火5	※火5	※火5	※火5
大井 基弘	○	○	○	○
河崎 祐子	○	○	○	○
河嶋 恒平	○	○	○	○
倉崎 哲矢	※月5	※月5	※金5	※金5
栗田 晶	※火3	※火3	※火3	※火3
後藤 泰一	※木4	※木4	※月4	※月4
三枝 有	※木 … 時間は事前に要予約			
田口 守一	※木5	※木5	※火4	※火4
武井 美央	○水5	○水5	○火5	○火5
中嶋 士元也	木 … 16:00~17:00		木 … 13:30~14:00	
中根 倫拓	事前連絡不要 … 在室時はいつでもOK			
成澤 孝人	○	○	○	○
又坂 常人	○	○	○	○
宮田 旭	○	○	○	○
宗村 和広	○	○	○	○
米田 保晴	○	○	○	○

○=日時を含めて、事前に予約してください。

※=事前に予約してください。

(出典：法曹法務研究科作成)

⑦司法試験短答試験合格者によるチューター制度

教員の教育指導をより定着化させるため、修了者の中からその年の司法試験短答試験の合格者を合格発表直後にチューターとして選抜し、現役学生の指導にあたってもらうチューター制度を平成 21 年度から導入し、その後毎年度実施している。(資料法 44)

資料法 44 司法試験短答試験合格者によるチューター制度

教員による指導を確実に理解させ、知識の充実ならびに理論的な理解を深化させるために、教員以上に近似した目線での指導が可能と考え、教員の教育指導を補充する役割を担っている。短答式試験合格者の希望に応じ、学生委員会がその実力を確認した上で指導補助者としており、1ヶ月ごとの実施報告を法科大学院グループに行っている。

チューター制度実績 (H22～H27 年度)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
チューター指導者数(人)	7	13	9	11	10	7	57
延べ時間数(時間)	1043	1101.5	672.5	909	840	486	5052

(出典：法曹法務研究科作成)

⑧長野県弁護士会法科大学院バックアップ委員会による学生支援

長野県弁護士会は、法科大学院バックアップ委員会を設置して、中堅弁護士やロースクール出身の若手弁護士を中心に、ボランティアで積極的なバックアップにあたっている。その内容を具体的に挙げれば、学生に対しては、自主ゼミや答案添削指導などのほか、質問・相談を受け付ける専用メールアドレスを設け、メーリングリストで委員に転送し、委員が学生への回答をするといった支援がある。

教員との関係では、同会委員長と進路強化委員会の教員との間で、学生指導に関する協議の場を設けている。(資料法 45、46)

資料法 45 長野県弁護士会法科大学院バックアップ委員会との意見交換会

意見交換会 (第 3 回法科大学院バックアップ委員会)・議事次第

(平成 27 年 5 月 26 日 (火) 午後 5 時 30 分～・経済学部会議室新棟 6 階)

1. 双方自己紹介 (簡単に)
2. 本年度活動計画についての報告 (バックアップ委員会 李)
 - (1) 個別指導ゼミについて
 - ※ 5 月 21 日解説実施分についての報告
 - (2) 実践ゼミについて
 - 直近の合格者による解説の実施等
 - (3) 新試の出題趣旨等を把握するための企画ゼミについて
3. 信州大学法科大学院からの報告 (池田研究科長)
 - (1) 認証評価の結果と今後の対応について
 - (2) 長野県弁護士会と信州大学との間の協定について
 - (3) 松本実務研究会 (民事実務第 3 回) の開催について
4. 意見交換
 - 本年度のゼミ (主に実践ゼミ) の実施体制について
 - ※ 択一試験の扱い等
5. その他報告
 - ・修習生による講演会について
 - ・合格祝賀会の日程：平成 27 年 9 月 25 日 (金) 予定

(出典：法曹法務研究科作成)

資料法46 長野県弁護士会法科大学院バックアップ委員会との意見交換会開催実績

年度	開催日	主な内容
H22	10月1日	活動計画についての報告, 信大から報告, 意見交換
	12月2日	活動計画についての報告, 信大から報告, 意見交換
	3月24日	活動計画についての報告, 信大から報告, 意見交換
H23	10月7日	活動計画についての報告, 信大から報告, 意見交換
	12月17日	活動計画についての報告, 信大から報告, 意見交換
	3月9日	活動計画についての報告, 信大から報告, 意見交換
H24	5月25日	活動計画についての報告, 信大から報告, 意見交換
	10月12日	活動計画についての報告, 信大から報告, 意見交換
H25	5月24日	活動計画についての報告, 信大から報告, 意見交換
	10月11日	活動計画についての報告, 信大から報告, 意見交換
H26	5月26日	活動計画についての報告, 信大から報告, 意見交換, その他報告
	10月10日	活動計画についての報告, 信大から報告, 意見交換
H27	5月26日	活動計画についての報告, 信大から報告, 意見交換, その他報告
	9月25日	活動計画についての報告, 信大から報告, 意見交換

(出典：法曹法務研究科作成)

⑨学習支援担当者の配置

本研究科は、平成26年度に学生の自主的な学習支援(司法試験の受験に当たってのアドバイス含む)のため、助教1名(新司法試験合格者)を採用した。当該助教の研究室は、自習室棟内に設け、学生が相談しやすい体制としている。(資料法47)

資料法47 学修支援担当助教の活動状況(平成26年度採用)

主な支援は①助教による企画ゼミ②学生自主ゼミへのオブザーバー参加③質問対応④答案添削の4点である。

活動別参加学生延べ人数(平成26~27年度)

年度	企画ゼミ (人)	学生自主ゼミ (人)	質問対応	答案添削
H26	11	10	常時受付	常時受付
H27	11	1	常時受付	常時受付

(出典：法曹法務研究科作成)

⑩講義評価アンケートの実施

学生による講義評価アンケートを毎年2回実施している。講義評価アンケートの回答対象者に対する回答率は毎年90%を越えている。評価結果は各担当教員に通知されるとともに、学生に公表される。この評価結果はFD研修会等において、教育内容および教育方法のあり方を検討するために役立てている。(資料法48、49)

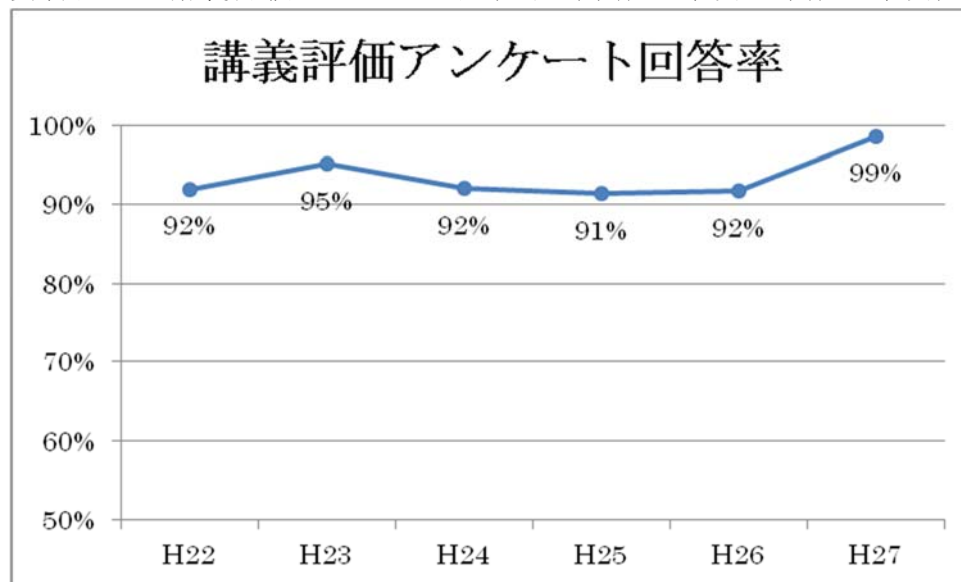
資料法 48 講義評価アンケート様式

(1) 各回の授業の目的が明確になっていますか	1 そう思う 2 ややそう思う 3 どちらでもない 4 やや思わない 5 そう思わない
(2) 学生の参加を促す形態で授業が行われていますか	1 そう思う 2 ややそう思う 3 どちらでもない 4 やや思わない 5 そう思わない
(3) 講義内容を理解させるための教員の工夫は感じられますか	1 そう思う 2 ややそう思う 3 どちらでもない 4 やや思わない 5 そう思わない
(4) プロブレム・メソッド、具体的な事例・判例等に配慮した講義になっていますか	1 そう思う 2 ややそう思う 3 どちらでもない 4 やや思わない 5 そう思わない
(5) 講義の進度はあなたにとって適切ですか	1 速い 2 やや速い 3 ちょうどよい 4 やや遅い 5 遅い
(6) 講義の内容の難易度はあなたにとってどうですか	1 難しい 2 やや難しい 3 普通 4 やや易しい 5 易しい
(7) 小テストの難易度はどうでしたか	1 難しい 2 やや難しい 3 普通 4 やや易しい 5 易しい 6 該当なし
(8) 課題の難易度はどうでしたか	1 難しい 2 やや難しい 3 普通 4 やや易しい 5 易しい 6 該当なし
(9) 課題の分量はどうですか	1 多い 2 やや多い 3 普通 4 やや少ない 5 少ない

	6 該当なし
(10) あなた自身は、(講義期間中、講義時間後を含めて)質問するなど、この講義に積極的に取り組んでいますか	1 そう思う 2 ややそう思う 3 どちらでもない 4 やや思わない 5 そう思わない
(11) あなた自身は、この講義のためにどれくらい予・復習をしていますか(講義1回あたり)	1 3時間以上 2 2～3時間 3 1～2時間 4 30分～1時間 5 30分未満
(12) あなた自身は、この講義に満足できていますか	1 そう思う 2 ややそう思う 3 どちらでもない 4 やや思わない 5 そう思わない
(13) その他、この講義についての評価点、改善点等、意見があれば、以下に記入して下さい。	

(出典：法曹法務研究科作成)

資料法49 講義評価アンケート回答率(平成22年度～平成27年度)



(出典：法曹法務研究科作成)

(水準)

期待される水準を上回る。

(判断理由)

授業については、教育目的にかなったカリキュラムが組み立てられ、高度な能力を有する研究者教員及び実務家教員により、理論科目と実務科目の比重の調整や研究者教員と実務家教

員の役割分担と連携といったきめの細かい教育がなされている。(資料法 7、28、31、32)
また、学生が自主的に学習する体制については、自習室棟をはじめとする充実した学習環境の下で、オフィスアワー等での専任教員のみならず、長野県弁護士会法科大学院バックアップ委員会の弁護士、学習支援を専門とする助教から十分な指導を受けることができる体制が整っていることから、在学生及び修了生の期待に応える教育内容となっている。(資料法 39、40、43、45～47)

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

観点 学業の成果

(観点に係る状況)

(1) 修了、退学、休学の状況

本研究科の修了、退学、休学の状況は、次のとおりである。(資料法50、51)

資料法50 入学年度別修了状況一覧

	コース	入学年度										計	
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
修了年度	平成22年度	2年											
		3年	1	1	35								37
		小計	1	1	35								37
	平成23年度	2年											
		3年			2	16							18
		小計			2	16							18
	平成24年度	2年							3				3
		3年				1	11						12
		小計				1	11		3				15
	平成25年度	2年								2			2
		3年					1	9					10
		小計					1	9		2			12
	平成26年度	2年											
		3年					1		11				12
		小計					1		11				12
	平成27年度	2年									1	3	4
		3年					1		4	5			10
		小計					1		4	6	3		14
	計	2年							3	2	1	3	9
		3年	1	1	37	17	14	9	15	5			99
		小計	1	1	37	17	14	12	17	6	3		108

(出典：法曹法務研究科作成)

資料法51 退学、休学率

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
退学率	2.8%	3.8%	5.9%	9.3%	11.1%	5.0%
休学率	1.4%	5.7%	7.9%	14.0%	13.9%	10.0%

※退学率は、該当年度の在籍者で除した割合。

※休学率は該当年度5月1日現在の数を該当年度の在籍者数で除した割合。

(出典：法曹法務研究科作成)

(2) 司法試験の状況

本研究科修了生の司法試験の状況は、次のとおり（資料法52）であり、全法科大学院74校中の合格率順位は、平成21年度は44位であったが、平成27年度は27位であった。

		司法試験実施年							
		H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
本学	受験者数	19	26	41	52	54	50	43	45
	直近修了者	19	16	15	23	14	13	10	9
	短答式合格者数	9	13	16	28	32	35	26	25
	合格率	43.37%	50.00%	39.02%	53.85%	59.26%	70.00%	60.47%	55.56%
	合格率順位(74校中)	66位	56位	70位	47位	32位	20位	27位	51位
	最終合格者数	0	4	5	4	4	5	5	7
	合格率	0.00%	15.38%	12.20%	7.69%	7.41%	10.00%	11.63%	15.56%
	合格率順位(74校中)	74位	44位	46位	52位	61位	48位	34位	27位
全国平均	短答式合格率	74.33%	68.38%	70.72%	64.51%	63.66%	68.72%	63.38%	66.22%
	最終合格率	32.98%	27.64%	25.41%	23.54%	25.06%	26.77%	22.58%	23.08%
	直近修了者	36.86%	35.04%	33.04%	32.50%	32.90%	38.55%	33.04%	32.47%

(注1) 「直近修了者」は司法試験実施年の前年度修了者を指している。
 (注2) 各中期目標期間の司法試験合格者数平均…第1期：2.0名/年 第2期：5.0名/年
 (出典：法曹法務研究科作成)

本研究科修了の司法試験合格者30名（平成22から27年司法試験までの合計）のうち司法修習を終えた者は23名おり、そのうちの15名が長野県弁護士会に登録している。

(3) 学業の成果に関する学生の評価

満足度調査の結果から学業の成果に関する学生の評価を判断できる。平成28年3月に実施した満足度調査の回答対象者に対する回答率は100%であった。満足度調査の結果を例示すると以下の通りである。（資料法53、54）

		そう 思わない	どちらか という とそう 思わない	どちら とも いえない	どちらか という とそう 思う	そう 思う
1.	あなたが信州大学で受けた法科大学院の教育について、以下の意見や感想について、あなたはどのように思いますか。あてはまる数字に○を付けて下さい。					
1	大学院の教育課程は総合的にみて満足のものである。	1	2	3	4	5
2	自分の希望する将来の活動にとって役立つ授業が用意されている。	1	2	3	4	5
3	学生による授業評価が授業の改善に結び付いている。	1	2	3	4	5
4	各授業の人数は授業内容に対して適切である。	1	2	3	4	5
5	成績評価の方法はおおむね適切である。	1	2	3	4	5
6	学生の参加を積極的に促す授業が多い。	1	2	3	4	5
7	授業以外でも学習等でコミュニケーションを取れる教員が多い。	1	2	3	4	5
8	わかりやすい授業が多い。	1	2	3	4	5
9	理解度など、学生の反応をみながら進められる授業が多い。	1	2	3	4	5

10	学習意欲や興味が増すように工夫されている授業が多い。	1	2	3	4	5
11	授業内容の必要性や位置づけをはっきりと示してくれる授業が多い。	1	2	3	4	5
12	重要なポイントをはっきりと示してくれる授業が多い。	1	2	3	4	5
13	具体的な事例・判例等を取り入れた実務に配慮した授業になっている。	1	2	3	4	5
14	試験やレポートは適切なものである。	1	2	3	4	5
15	教員は、授業以外での学習を十分に促した。	1	2	3	4	5
16	履修ガイダンスでは十分に情報を提供してくれた。	1	2	3	4	5
17	シラバスには、授業の内容および自主学習の計画作りに必要な情報が十分に記載されている。	1	2	3	4	5
2. 信州大学の教育課程のうち,法科大学院の教育・学習環境に関する以下の意見や感想について,あなたはどのように思いますか。あてはまる数字に○をつけてください。		そう 思わ ない	ど ち ら か と い う と そ う 思 わ な い	ど ち ら と も い え な い	ど ち ら か と い う と そ う 思 う	そ う 思 う
1	職員の窓口対応は十分に親切である。	1	2	3	4	5
2	経済的支援、生活支援、勉学支援等の学生支援は十分に行われている。	1	2	3	4	5
3	図書館（資料室）では十分なサービスを受けることができる。	1	2	3	4	5
4	図書館（資料室等）の蔵書が充実している。	1	2	3	4	5
5	施設・設備は充実している。	1	2	3	4	5
6	自主的な学習のための環境が整備されている。	1	2	3	4	5
7	利用可能な情報ネットワークが整備されている。	1	2	3	4	5

(出典：法曹法務研究科作成)

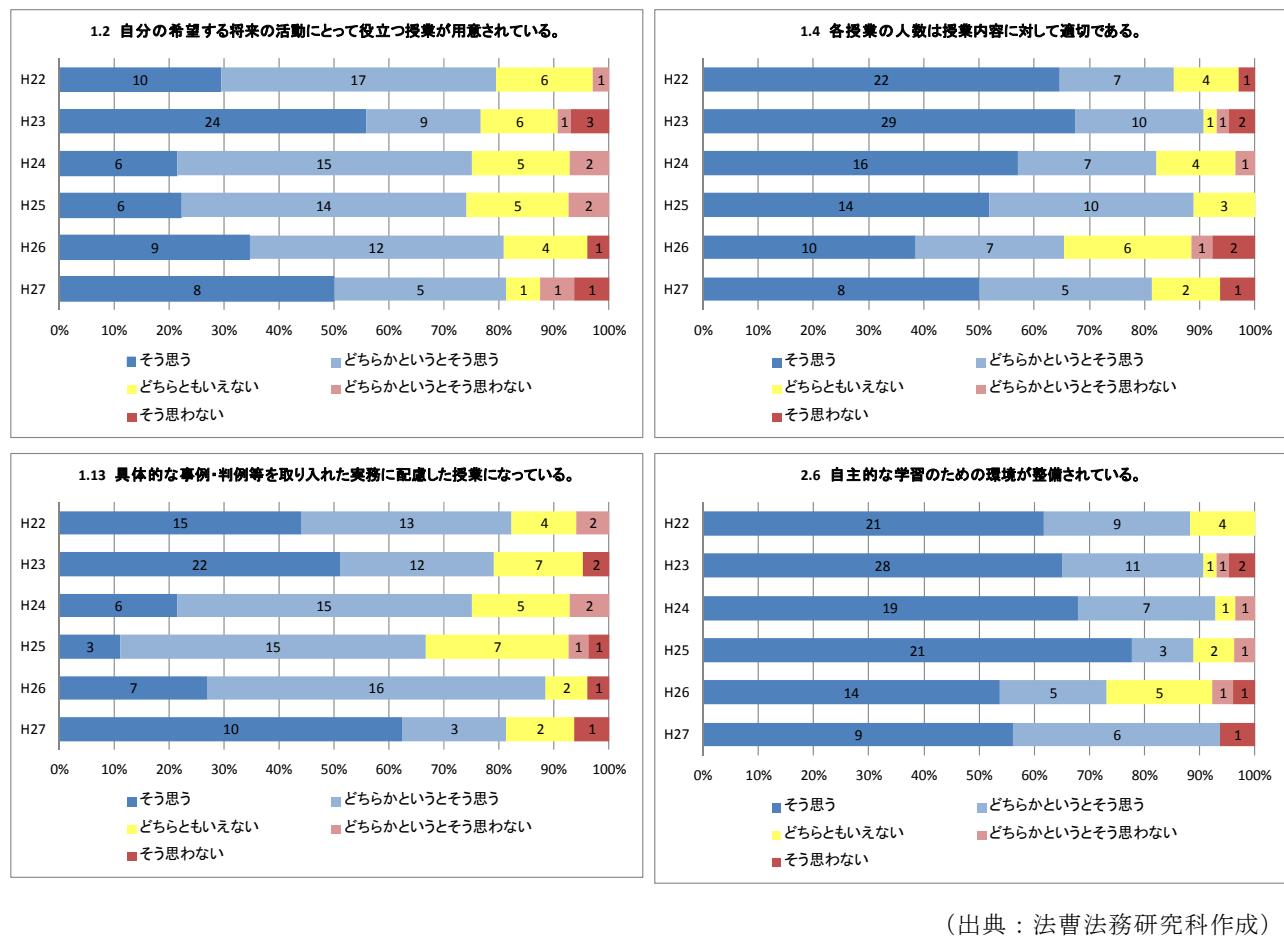
資料法54 満足度調査集計結果（平成22～27年度）

本研究科の教育の目的を達成するためには、まず、カリキュラム構成が適切であることが必須である。この点に関する満足度調査の項目は、「自分の希望する将来の活動にとって役立つ授業が用意されている」という質問である。この質問に対して、平成27年度調査における肯定的な回答は81%であった。これに対して、否定的な回答は13%であった。

本研究科の教育の目的を達成するために、少人数教育が適している。この点に関する満足度調査の項目は、「各授業人数は授業内容に対して適切である」という質問である。この質問に対して、平成27年度調査における肯定的な回答は81%であった。これに対して、否定的な回答は6%であった。

本研究科の教育の目的を達成するために、実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養する必要がある。そのためには、具体的な事例・判例等を取り入れた教育が不可欠である。この点に関する満足度調査の項目は、「具体的な事例・判例等を取り入れた実務に配慮した授業になっている」という質問である。この質問に対して、平成27年度調査における肯定的な回答は81%であった。これに対して、否定的な回答は6%であった。

本研究科の教育の目的を達成するために、学習環境が整備されていることが必要である。この点に関する満足度調査の項目は、「自主的な学習のための環境が整備されている」という質問である。この質問に対して、平成27年度調査における肯定的な回答は94%であった。これに対して、否定的な回答は6%であった。



(水準)

期待される水準を上回る。

(判断理由)

在学生及び修了生の期待に対し、満足度調査の結果（資料法54）からも分かるとおり、

本研究科の修了生は、カリキュラムの内容について「自分の希望する将来の活動にとって役立つ授業が用意されている」と評価している。また、司法試験合格率（資料法52）を見ても、平成21年度末までの平均は2.0名/年であったが、平成22年度から平成27年度までの合格者数は、平均5.0名で、かつ、毎年4名以上に安定している。特に、平成27年度合格者数は、7名と過去最高を記録した。また、合格率においても、全法曹法務研究科74校中、平成21年度は44位であったが、平成27年度は27位と、大幅に上昇している。

観点 進路・就職の状況

(観点に係る状況)

(1) 修了者の進路

本研究科修了者の進路等の主な状況は、以下の通りである。(資料法 55) 現在、平成 22 から 27 年度の修了生のうち、20 名が司法試験に合格し、その中で 11 名が弁護士として長野県内の法律事務所に身を置いて活躍している。

その他、14 名が国、都道府県、市町村、大学職員として働いており、法的知識を生かして業務にあたっている。

資料法55 進路・就職の状況						
修了年度	司法試験合格	合格者の進路内訳	公務員	民間企業	その他(就職)	法務学修生
平成 22 年度	6 名	長野県弁護士会 5 名 司法修習 1 名	4 名(0 名)	5 名	大学職員 2 名(1 名)	-
平成 23 年度	4 名	長野県弁護士会 2 名 他県弁護士会 1 名 司法修習 1 名	6 名(2 名)	2 名	行政書士 1 名(0 名)	2 名
平成 24 年度	6 名	長野県弁護士会 4 名 他県弁護士会 1 名 司法修習 1 名	1 名(1 名)	-	-	4 名
平成 25 年度	3 名	司法修習 3 名	-	-	大学職員 1 名(1 名)	6 名
平成 26 年度	1 名	司法修習 1 名	-	1 名	-	8 名
平成 27 年度	-	-	-	-	-	2 名

(注 1) 本研究科で把握しているもののみ記載(平成 28 年 3 月 31 日現在)
 (注 2) 修了後複数年経過後の進路も含む。
 (注 3) 公務員、その他(就職)の()内は長野県内就職者の内数

(出典：法曹法務研究科作成)

(2) 長野県弁護士会による就職の支援

本研究科を修了し、司法試験に合格して弁護士となった者の多くが長野県内において地域法曹として活動しているのは、先述(資料法 18)のチューターやロークリニックといった長野県弁護士会による支援の成果である。多数の弁護士と学生とが頻りに顔を合わせられる環境にあり、学生においては、地域法曹の仕事ぶりを実際に知ることができ、地域法曹への途を選ぶ動機付けとなっていると考えられる。

また、受け入れる側の弁護士においても、その学生がどんな人物か、どんな適性をもっているかを容易に知り得るため、学生に対して就職に関する適切なアドバイスのみならず、勤務弁護士を募集している法律事務所への紹介がなされている。

また、本研究科の教員として関わった弁護士が直接雇用するケースもある。司法修習を修了後、長野県内で就職を希望した者全員が長野県内の法律事務所に就職できているのは、学生と弁護士との距離が近い本研究科の特徴によるものと考えられる。

(水準)

期待される水準を上回る。

(判断理由)

長野県弁護士会を中心とする法曹実務家からの期待に対し、同会による教員派遣や司法試験受験支援の成果として 20 名の修了生が司法試験に合格するに至り、そのうち 11 名が同

会に弁護士登録し、地域法曹として活躍している。

また、長野県を中心とする地域住民等の期待に対し、本研究科修了生のうち上記地域法曹が地域で活躍するに至ったほか、5名が、法律理論及び法律実務の基礎的素養が要求される長野県内の県庁、市町村、大学等の公務員・職員として就職した。(資料法55)

したがって、想定する関係者の期待に対し、本研究科の教育を通じて、その水準を上回って達成されているといえる。

Ⅲ 「質の向上度」の分析

(1) 分析項目Ⅰ 教育活動の状況

教育活動の状況については、以下の理由により、平成21年度末と比べ、大きく改善向上していると判断できる。それを示す事例として、例えば、次の事項を挙げることができる。

①平成23年度からの2年コースの創設

開校年度（平成17年度）から平成22年度までは、未習者コース（3年コース）のみを設けていたが、平成23年度から既修者コース（2年コース）を新設した。（23頁）

②平成22年度および23年度の大規模なカリキュラム改訂および修了生支援の強化

23頁で述べたとおり、平成22年度と23年度に、大規模なカリキュラムの改訂（資料法33）を行って初年次教育の更なる充実を図るとともに、修了生への支援の強化（資料法34）を図った。

③入学時ガイダンスの充実

資料法42のとおり、また平成23年度より2年コースを開設し法学既修者を受け入れることとなったことに伴い、2年コース1年次ならびに3年コース2年次の希望者を対象として、3年コース2年次配当の法律基本科目の基本的知識を修得することを目的とする講座を実施し、その後も改善を続けている。

④チューター制度の充実

資料法44で述べたチューター制度は、新司法試験受験初年度（平成20年度）より試行的に行っていたが、平成22年以降の短答試験合格者数の増大（平成20年9名、21年13名、22年16名、23年28名、24年32名、25年35名、26年26名、27年25名）を背景に、制度として確立したものとなっている。

⑤長野県弁護士会の支援の充実

資料法18で述べた長野県弁護士会による学生支援制度は、新司法試験受験初年度（平成20年度）より開始され毎年改善を重ねてきたものであり、本研究科の修了生が長野県弁護士会に加わった平成22年度以降、平成26年まで毎年4～5名の司法試験合格者を安定的に輩出し、平成27年には合格者が7名となって全国の法科大学院中27位まで合格率が上昇した。

⑥学生支援専担の助教の採用

資料法47で述べたとおり、助教を平成26年度に採用した。平成21年度末には、このような学生支援を専門とする助教は採用されていなかった。

(2) 分析項目Ⅱ 教育成果の状況

司法試験の合格者数は、平成21年度末までの平均は2.0名/年（平成20年度ゼロ、21年度4名）であったが、平成22年度から平成27年度までの合格者数は、平均5.0名で、かつ、毎年4名以上に安定している（平成22年度5名、23年度4名、24年度4名、25年度5名、26年度5名、27年度7名）。特に、平成27年度合格者数は、7名と過去最高を記録した。また、合格率においても、全法曹法務研究科74校中、平成21年度は44位であったが、平成27年度は27位と、大幅に上昇している。（資料法52）

これらの実績は、平成21年度と比較して、教育成果が向上していることの表れであると評価できる。